

# 第2期 ゆうきの地域福祉計画

やさしさをつむぐまち ゆうき



平成25年3月

結城市



## はじめに

本市では、平成20年6月に「みんなでつくろう やさしさをつぐむまち結城」を合言葉に「ゆうきの地域福祉計画（第1期計画）」を策定し、これまで計画の推進に努めて参りました。

近年、地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行、生活様式や価値観の多様化などの社会環境の変化に伴い、ひとり暮らし高齢者の増加や地域のコミュニティの希薄化が進むなど、急速に変貌しております。

また、「虐待」、「いじめ」、「ひとり暮らし高齢者の増加」等の問題に加え、「災害時の要援護者支援」などの課題も生じているのが現状であります。

こうした中、第1期計画の基本理念及び基本目標を継承しつつ、その成果や社会情勢の変化、アンケート調査結果等による新たなニーズ、また、本市が抱える問題や課題を反映した第2期計画を策定いたしました。

本計画では、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるような社会を構築するうえで、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉協議会、地域の事業者、そして、結城市民の皆様一人ひとりが地域福祉の担い手として、どの場面で何をすべきなのか、その手引きとなるように各々の役割を明記させていただきました。

今後、多くの皆様に積極的に参加・参画をいただきながら、本計画のより一層の推進と地域福祉の実現を目指して参りたいと存じますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、様々な視点から熱心にご審議をいただきました結城市地域福祉計画策定推進委員会委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成25年3月

結城市長

前場 文夫



## 目次

第1章	計画の策定	1
1	計画の背景	2
2	計画策定の趣旨	3
3	計画の根拠	3
4	計画の位置づけ	4
5	計画の期間	5
6	計画の策定	6
第2章	地域福祉を取り巻く現状	7
第1節	地域福祉の背景・動向	8
1	人口	8
2	世帯	9
3	就業	10
4	出生・死亡	10
5	婚姻・離婚	12
6	子ども	13
7	要援護高齢者	14
8	障害者	15
9	生活自立支援	15
第2節	地域福祉行政の現状	16
1	分野別福祉行政	16
2	地域福祉行政	18
第3節	地域福祉の担い手	19
1	民生委員・児童委員	19
2	結城市社会福祉協議会	20
3	社団法人シルバー人材センター	20
4	ボランティア・NPO	20
5	共同募金	21
6	福祉サービス事業者	21
7	地域団体	21
第4節	アンケート結果の概要	23

第3章	計画の理念・目標	35
1	計画の理念	36
2	計画の基本目標	37
3	地域福祉推進の基本的な考え方	39
4	施策の体系	40
第4章	施策の展開	43
基本目標1	安心して利用できる福祉サービスの充実	44
1	適切かつ総合的な福祉情報の提供	45
2	親しみやすい相談業務の実施	47
3	福祉サービス利用援助事業の実施	49
4	低所得者へのサービス利用料等軽減	51
基本目標2	住み慣れた地域で生涯暮らせる福祉のまちづくり	52
1	地域福祉推進機関の充実	53
2	地域福祉事業の計画的推進	55
3	地域包括ケアシステム体制の推進	60
4	福祉サービスの質の向上	62
基本目標3	住民参加でふれあいのあるコミュニティづくり	64
1	安心・安全・共生のまちづくり	65
2	災害時要援護者支援対策	67
3	虐待防止・人権擁護	69
4	ボランティア活動の振興	71
5	地域福祉の担い手づくり	73
第5章	計画の推進	77
1	協働による計画の推進体制	78
2	計画の進行管理体制	79
資料		81
	結城市地区別人口等の状況	82
	結城市地区別福祉資源等の状況	83
	結城市地域福祉計画推進委員会設置要項	84
	結城市地域福祉計画推進委員名簿	85
	第2期結城市地域福祉計画 策定経過	86

# 第1章

## 計画の策定

## 1 計画の背景

### 【地域福祉とは】

地域づくりの基礎となるのは、他人を思いやり、お互いに支え助け合おうとする福祉の精神です。身近な地域における福祉の課題については、地域住民の共同の力によって解決が図られています。

今日では、このような地域が昔ながらにもっていた相互扶助の力や相手を見守る力が弱くなった一方で、ボランティアや同一の意識をもって活動する市民グループなど新たな地域（コミュニティ）が形成される動きもでてきています。

地域福祉は、何らかの援護を必要とする地域住民に対して行われる行政等による福祉サービスのことですが、同時に、その地域に住んでいる住民が、しあわせに生活するために、お互いに支えあい助け合う福祉活動を発展させていく仕組みのことです。

今日の福祉には、援護を必要とするすべての人を対象としたきめ細かな福祉サービスの充実が必要であるとともに、地域における人々の多様な生活課題に地域全体で取り組む地域福祉推進の仕組みをつくることが求められます。

### 【地域福祉計画の経緯】

この地域福祉の推進が平成12年施行の社会福祉法で規定され、平成15年に市町村において「地域福祉計画」を策定することとされました。

平成20年には、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」（厚生労働省）から、「地域における新たな支え合いを求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－」による地域福祉推進の方向が提案されています。

このほか平成19年には、災害時要援護者の情報把握・共有及び安否確認方法等の対策、平成22年には、高齢者等の孤立化防止や所在不明等への対策について、計画の見直しにあたって対応することが求められています。

また、茨城県では、平成15年度に市町村の地域福祉計画策定を支援するために、「市町村地域福祉計画及び茨城県地域福祉支援計画策定にあたっての指針」を定めるとともに、「茨城県地域福祉支援計画」（計画期間：平成16年度～平成20年度）を策定し、平成20年度には第2期「茨城県地域福祉支援計画」（計画期間：平成21年度～平成25年度）を策定しています。

## 2 計画策定の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく法定計画で、行政・市民・地域・事業者等が協働し、地域住民が主体的に参加することにより、地域における様々な生活課題とそれに対応する必要なサービスの内容等を明らかにし、子どもから高齢者まで性や年齢、障害の有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活できるまちづくりを目指す計画です。

本市では、「やさしさをつむぐまち 結城」を理念として、平成 19 年度に「ゆうきの地域福祉計画」（計画期間：平成 20 年度～平成 24 年度）を策定し、地域福祉を総合的計画的に推進してきました。

今日、社会情勢や国・県の動向を踏まえるとともに、これまで取り組んできた現計画の評価、必要な見直しを行い、第 2 期計画を策定することにしました。

## 3 計画の根拠

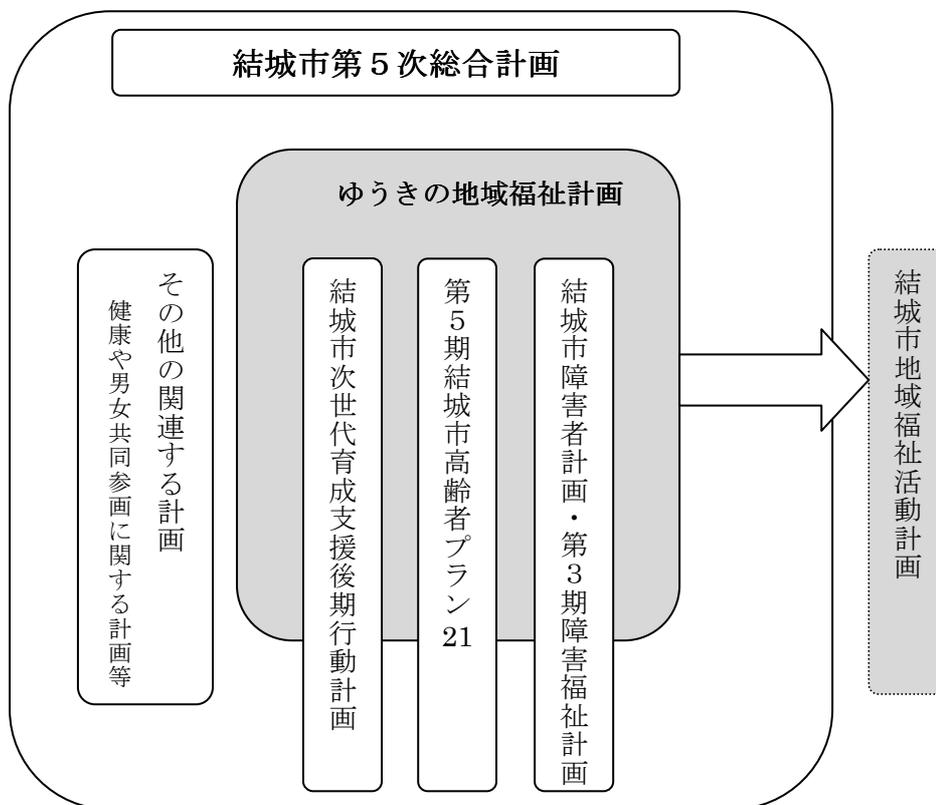
ゆうきの地域福祉計画は社会福祉法第 107 条を根拠として、次の 3 つの事項を一体的に定めるものです。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

## 4 計画の位置づけ

本計画は、「第5次結城市総合計画」を上位計画とし、高齢者、障害者、児童等を対象とした個別の福祉計画及び関連計画を横断的に結び、今後の施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるものです。

なお、結城市社会福祉協議会で策定した「結城市地域福祉活動計画」とは連動して地域福祉事業を推進します。



## 5 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

ただし、国や県などの動向を踏まえ、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。また、平成29年度には、次期計画を策定します。

H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
			第5次結城市総合計画										
	第1期ゆうきの地域福祉計画				第2期ゆうきの地域福祉計画								
			第1期結城市地域福祉活動計画										
					第5期結城市 高齢者プラン21								
結城市障害者プラン													
					結城市障害福祉 計画(第3期)								
			結城市次世代育成支援 後期行動計画										

## 6 計画の策定

### 【策定体制】

各種団体の代表・有識者等で構成される「結城市地域福祉計画推進委員会」を設置し、策定を進めました。

### 【策定の基本方針】

第1期ゆうきの地域福祉計画の到達状況を踏まえて、幅広く市民の声を反映した計画づくりを推進しました。市民アンケート調査、民生委員・児童委員調査、ボランティア団体調査及び地域福祉推進機関・団体の聞き取り調査等を実施するとともに、計画素案についてはパブリックコメントを実施しました。また、結城市社会福祉協議会と連携し「結城市地域福祉活動計画」との調和に努めました。

### 【調査の内容】

#### ◆市民アンケート調査

第2期ゆうきの地域福祉計画策定に向けて、市民の福祉に関する意向及び生活実態等を把握するために、住民基本台帳人口より無作為抽出した2,500人の16歳以上の市民に対して、平成24年8月23日～9月27日までの期間、郵送方式でアンケート調査（福祉アンケート）を実施しました。

#### ■回収結果

区分	配布数	回収数（有効回収）	回収率（有効回収率）
今回	2,500件	1,103（1,071）件	44.1（42.8）%
平成19年9月	2,500件	928（922）件	37.1（36.9）%

無効票 32件（内訳／施設入所・医療機関入院11件、遠方に下宿・赴任9件、その他）

#### ◆民生委員・児童委員アンケート調査

平成24年9月、民生委員・児童委員全員対象に実施し70件の回収でした。

#### ◆ボランティア団体アンケート調査・懇談会

平成24年9月、ボランティア団体を対象に13件の回収でした。このほか、ボランティア団体による懇談会を実施しました。

## 第2章

# 地域福祉を取り巻く現状

# 第1節 地域福祉の背景・動向

## 1 人口

平成24年4月1日現在、結城市の人口総数は51,984人（常住人口）で、近年ではやや微減の状況となっています。3区分人口をみると、15歳未満や15～64歳では減少している反面、65歳以上人口は増加しており、少子化・高齢化の傾向が進行しています。特に、高齢化率（65歳以上人口の割合）は23.9%で、国や県よりわずかに高く、上昇傾向をたどっています。（表：結城市人口区分）

### ■結城市人口区分

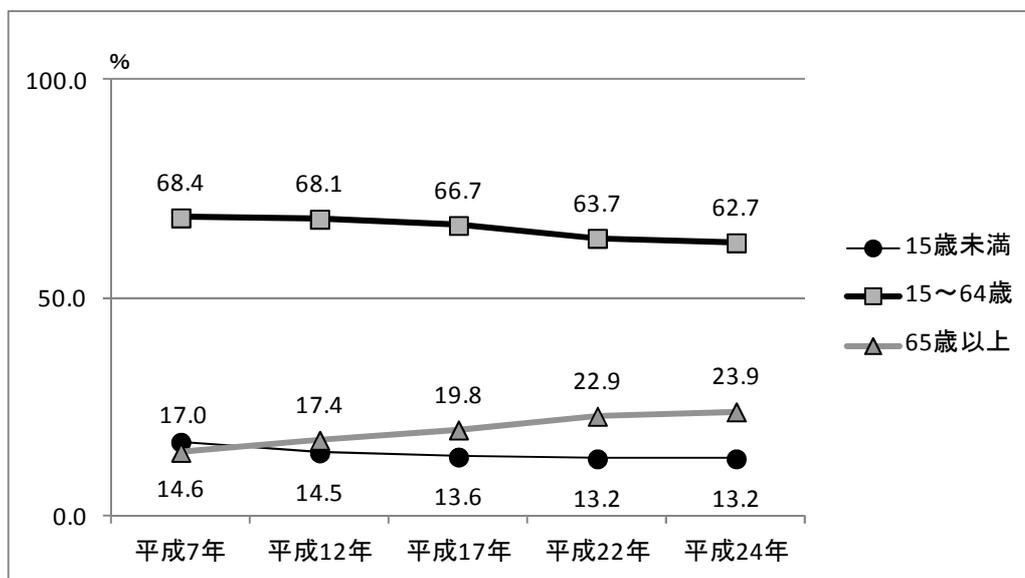
単位：人、%

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年	増減	増減率(%)	
総数	53,777	52,774	52,460	52,494	51,984	△ 1,793	△ 3.3	
年齢区分	15歳未満	9,128	7,658	7,120	6,905	6,843	△ 2,285	△ 25.0
	15～64歳	36,777	35,929	34,966	33,434	32,582	△ 4,195	△ 11.4
	65歳以上	7,872	9,187	10,369	12,027	12,431	4,559	57.9
割合(%)	15歳未満	17.0	14.5	13.6	13.2	13.2	△ 3.8	-
	15～64歳	68.4	68.1	66.7	63.7	62.7	△ 5.7	-
	65歳以上	14.6	17.4	19.8	22.9	23.9	9.3	-
高齢化率・県(%)	14.2	16.6	19.4	22.5	23.4	9.2	-	
高齢化率・国(%)	14.6	17.4	20.2	23.0	23.8	9.2	-	

注1:平成7年～22年は国勢調査、平成24年の市・県は4月1日常住人口、国は平成24年5月1日概算値

人口総数には年齢不詳を含むため、年齢区分人口の合計は人口総数に一致しない

注2:増減は平成24年の平成7年に対するもの



平成22年の国勢調査によると、結城市の外国人総数は1,248人で、平成17年より24.4%増加しています。国籍は、ブラジルが31.3%で最も多く、次にフィリピンが20.4%で比較的多くなっています。(表：結城市の外国人)

■結城市の外国人

単位：人、%

区分	単位	平成22年	国籍						平成17年	平成17～22年	
			ブラジル	フィリピン	中国	韓国、朝鮮	タイ	その他		増減	増減率(%)
結城市	人	1,248	390	254	178	24	50	352	1,003	245	24.4
	%	100.0	31.3	20.4	14.3	1.9	4.0	28.2	-	-	-
茨城県	人	40,477	5,704	5,499	11,802	4,634	3,423	9,415	37,301	3,176	8.5
	%	100.0	14.1	13.6	29.2	11.4	8.5	23.3	-	-	-

注：国勢調査

## 2 世帯

平成22年、結城市の一般世帯数は17,440世帯で、近年では増加傾向にあります。6歳未満の子のいる世帯数は2,036世帯で減少傾向にあります。また、65歳以上の単身者世帯数や高齢夫婦世帯数は、一般世帯数に対する割合も増加傾向にあります。

一世帯当たりの人員は、平成22年2.96人で、茨城県の2.68人より多いですが、近年では減少傾向にあります。(表：世帯の状況)

18歳未満の子のいる一人親世帯数は、平成22年、302世帯で近年増加傾向にあります。このうち母子世帯数は260世帯で、一般世帯数比1.5%は茨城県と同様です。(表：一人親世帯の状況)

■世帯の状況

単位：人、%

区分	結城市							茨城県
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減	増減率(%)	平成22年	
一般世帯数	15,253	15,819	16,566	17,440	2,187	14.3	1,086,715	
6歳未満の子のいる世帯数	2,283	2,037	2,076	2,036	△ 247	△ 12.1	112,908	
65歳以上の単身者世帯数	392	504	795	1,035	643	127.6	75,363	
高齢夫婦世帯数	627	874	1,194	1,621	994	113.7	106,273	
一般世帯数比(%)	6歳未満の子のいる世帯数	15.0	12.9	12.5	11.7	△ 3.3	-	10.4
	65歳以上の単身者世帯数	2.6	3.2	4.8	5.9	3.3	-	6.9
	高齢夫婦世帯数	4.1	5.5	7.2	9.3	5.2	-	9.8
1世帯当たりの人員	3.50	3.30	3.13	2.96	△ 0.54	-	2.68	

注1：国勢調査、一般世帯とは施設や寄宿舎等の「施設等の世帯」を除く世帯

注2：高齢夫婦世帯(夫65歳以上妻60歳以上の1組の一般世帯)

注3：増減は平成22年の平成7年に対するもの

## ■一人親世帯の状況

単位：人、%

区分	結城市						茨城県	
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減	増減率	平成22年	
一般世帯数	15,253	15,819	16,566	17,440	2,187	14.3	1,086,715	
一人親世帯数	194	232	283	302	108	55.7	18,908	
母子世帯	163	196	246	260	97	59.5	16,567	
父子世帯	31	36	37	42	11	35.5	2,341	
一般世帯数比(%)	一人親世帯数	1.3	1.5	1.7	1.7	0.4	-	1.7
	母子世帯	1.1	1.2	1.5	1.5	0.4	-	1.5
	父子世帯	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	-	0.2

注1：国勢調査

注2：増減は平成22年の平成7年に対するもの

## 3 就業

平成22年、15歳以上人口のうち労働力人口総数は28,157人、就業者数は26,093人で、近年では減少傾向にあります。

一方、労働力人口のうち失業者数は2,064人で、失業者割合は7.3%となっており、増加傾向にあります。（表：労働力人口の状況）

## ■労働力人口の状況

単位：人、%

区分	結城市				増減	増減率	
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年			
15歳以上人口	44,649	45,116	45,335	45,461	812	1.8	
労働力人口	総数	29,260	29,229	29,137	28,157	△1,103	△3.8
	労働力率(%)	65.5	64.8	64.3	61.9	△3.6	-
	就業者数	28,145	27,920	27,413	26,093	△2,052	△7.3
	失業者数	1,115	1,309	1,724	2,064	949	85.1
	失業者割合(%)	3.8	4.5	5.9	7.3	-	-
家事・通学その他	15,356	15,881	15,895	16,721	1,365	8.9	

注1：国勢調査、内訳不詳があるため、内訳の計は15歳以上人口に一致しない

注2：失業者割合は労働力人口総数に対する失業者数の割合、増減は平成22年の平成7年に対するもの

## 4 出生・死亡

結城市の近年の出生数平均値は435人で、人口千人に対する出生率平均値は8.5、合計特殊出生率平均値は1.4です。（表：出生数の推移）

死亡数平均値は512人で、人口千人に対する平均死亡率は10.0、平均乳児死亡率は4.1となっており、国よりやや高い割合となっています。（表：死亡数の推移）

結城市の主な死亡原因をみると、茨城県と同様に悪性新生物（がん）が最も多く、次に心疾患、肺炎、脳血管疾患などが続いており、生活習慣病に起因する疾患が多

くなっています。

特に、肺炎や脳血管疾患は茨城県よりも比較的多い状況です。(表：人口10万人当たりの死亡原因数)

■出生数の推移

単位：人等

区分		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平均値
出生数		414	471	452	423	416	435
出生率 (人口千人対)	結城市	8.1	9.2	8.8	8.3	8.1	8.5
	茨城県	8.6	8.5	8.4	8.3	8.2	8.4
	国	8.7	8.6	8.7	8.5	8.5	8.6
合計特殊出生率	結城市	1.3	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4
	茨城県	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
	国	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4

注1：「茨城県保健福祉統計年報」(県保健福祉部)より作成

注2：合計特殊出生率とは15歳から49歳までの1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当

■死亡数の推移

単位：人等

区分		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平均値
死亡数		501	511	538	469	543	512
死亡率 (人口千人対)	結城市	9.8	10.0	10.5	9.2	10.6	10.0
	茨城県	8.9	9.0	9.4	9.5	9.8	9.3
	国	8.6	8.8	9.1	9.1	9.5	9.0
乳児死亡率 (出生千人対)	結城市	2.4	4.2	4.4	7.1	2.4	4.1
	茨城県	2.6	3.2	2.5	2.2	2.5	2.6
	国	2.6	2.6	2.6	2.4	2.3	2.5

注：「茨城県保健福祉統計年報」(県保健福祉部)より作成

■人口10万人当たりの死亡原因数

単位：人

区分		総数	悪性新生物	糖尿病	心疾患	脳血管疾患	肺炎	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の事故	自殺
結城市	総数	1060.1	267.5	15.6	165.9	140.6	158.1	13.7	15.6	43.0	39.0	11.7
	男	1099.2	318.0	7.9	133.5	149.2	176.7	15.7	15.7	19.6	47.1	11.8
	女	1021.4	217.5	23.3	198.1	132.0	139.8	11.7	15.5	66.0	31.1	11.7
茨城県	総数	976.9	275.2	14.4	150.1	114.1	101.7	12.2	18.8	43.5	35.7	23.9
	男	1044.2	336.8	16.4	143.5	111.9	104.9	14.9	17.8	20.6	43.7	34.4
	女	910.0	213.9	12.5	156.7	116.2	98.6	9.5	19.9	66.3	27.9	13.6

注1：「平成22年茨城県保健福祉統計年報」(茨城県保健福祉部)第18表「死因(選択死因分類)」、その他、不詳は省略

注2：算出式の人口は平成22年10月1日現在国勢調査

## 5 婚姻・離婚

結城市の平均初婚年齢の近年の平均値は男性が30.3歳、女性が27.8歳で、茨城県に近い状況です。離婚数平均値は98人で、人口千人に対する離婚率の平均値は1.9となっており、茨城県や国よりもやや低いです。(表：婚姻・離婚の状況)

平成22年における未婚率(年齢別人口に対する未婚者の割合)を平成12年と比較すると、男女共に全年齢で増加しています。男性では30代後半から40代にかけて約10ポイント、女性では30代後半が13ポイント以上の増加です。(表：年齢別未婚率の状況)

### ■婚姻・離婚の状況

単位：歳、件等

区分		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平均値
平均初婚年齢・市 (歳)	男	29.5	30.0	30.2	30.9	31.0	30.3
	女	27.6	27.3	27.5	28.2	28.3	27.8
平均初婚年齢・県 (歳)	男	29.8	29.9	30.1	30.3	30.5	30.1
	女	27.7	27.8	28.1	28.2	28.5	28.1
婚姻数(件)		272	261	263	253	254	261
離婚数(件)		109	107	103	89	81	98
離婚率 (人口千人対)	市	2.1	2.1	2.0	1.7	1.6	1.9
	茨城県	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	2.0
	国	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

注：「茨城県保健福祉統計年報」(県保健福祉部)

### ■年齢別未婚率の状況

単位：%

区分	男		女		男	女
	平成12年	平成22年	平成12年	平成22年	割合の増減 22年-12年	
15～19歳	99.4	99.8	99.1	99.5	0.4	0.4
20～24歳	90.6	93.4	85.7	88.3	2.8	2.6
25～29歳	68.4	70.1	52.5	56.5	1.7	4.0
30～34歳	41.9	49.0	23.0	30.9	7.1	7.9
35～39歳	29.5	38.6	9.1	22.2	9.1	13.1
40～44歳	19.8	30.7	4.0	13.9	10.9	9.9
45～49歳	14.4	25.6	2.5	8.9	11.2	6.4
50～54歳	7.5	16.6	2.3	5.0	9.1	2.7
55～59歳	4.2	13.2	1.9	2.8	9.0	0.9

注：国勢調査

## 6 子ども

平成24年、6歳未満の乳幼児数は2,662人です。そのうち保育所在園児数は1,080人で40.6%、3歳児以上の幼稚園在園児数は522人で19.6%、園児数合計は60.2%、在宅児は39.8%の状況です。(表：乳幼児の状況)

平成23年度、小学校児童数は2,895人、中学校生徒数は1,367人です。このうち、30日以上長期欠席児童・生徒数は、小学校で20人、児童数比0.7%、中学校で44人、生徒数比3.2%です。また、外国人の小学校児童数は59人、中学校生徒数は40人です。(表：小中学校児童の状況)

長期欠席者の理由別割合は、平成23年度、小学校では不登校が10.0%、病気が35.0%です。中学校では不登校が84.1%、病気が9.1%です。(表：理由別長期欠席者)

### ■乳幼児の状況

単位：人，%

区分	実数(人)					乳幼児数比(%)					
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	
園児	保育所	1,052	1,059	1,068	1,078	1,080	38.9	38.3	38.8	40.7	40.6
	幼稚園	401	442	465	486	522	14.8	16.0	16.9	18.3	19.6
園児計	1,453	1,501	1,533	1,564	1,602	53.7	54.3	55.7	59.0	60.2	
在宅児	1,253	1,263	1,219	1,085	1,060	46.3	45.7	44.3	41.0	39.8	
乳幼児数	2,706	2,764	2,752	2,649	2,662	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

注1：保育所は「結城市の福祉」、幼稚園は「茨城の学校統計」、乳幼児数は各年4月1日現在の常住人口0～5歳計

注2：在宅児＝乳幼児数－園児計

### ■小中学校児童の状況

単位：人，%

区分	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均値
長期欠席者	小学校	人	23	14	29	27	23
	児童数比	%	0.8	0.5	1.0	0.9	0.7
	中学校	人	54	49	51	55	44
	生徒数比	%	3.7	3.4	3.6	4.0	3.2
外国人	小学校	人	69	79	88	66	59
	中学校	人	17	27	31	41	40
小学校児童数	人	2,839	2,867	2,888	2,854	2,895	-
中学校生徒数	人	1,465	1,425	1,430	1,381	1,367	-

注：「茨城の学校統計」より作成。「長期欠席」とは年間30日以上欠席

## ■理由別長期欠席者

単位:人, %

区分		長期欠席者数(人)		割合(%)	
		平成19年度	平成23年度	平成19年度	平成23年度
小学校	病 気	15	7	65.2	35.0
	経済的理由	0	0	0.0	0.0
	不登校	3	2	13.0	10.0
	その他	5	11	21.8	55.0
	計	23	20	100.0	100.0
中学校	病 気	14	4	25.9	9.1
	経済的理由	0	0	0.0	0.0
	不登校	37	37	68.5	84.1
	その他	3	3	5.6	6.8
	計	54	44	100.0	100.0

注:「茨城の学校統計」より作成,「長期欠席」とは年間30日以上欠席

## 7 要援護高齢者

65～74歳及び75歳以上の高齢者数は平成20年から9.8%増加し、一人暮らし高齢者は30.3%の増加です。

また、全体として要援護高齢者等が増加しています。平成24年3月31日現在、介護保険の要介護認定者は1,443人で20.0%の増加、第1号被保険者の要介護認定者の認定率は11.8%（平成24年4月1日現在）で増加傾向にあります。このほか、寝たきり高齢者は19.6%の増加率となっています。（表：高齢者の状況）

## ■高齢者の状況

単位:人, %

区分		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	増減	増減率(%)
高齢者数	65～74歳	5,894	6,091	6,219	6,186	6,459	565	9.6
	75歳以上	5,264	5,372	5,536	5,660	5,788	524	10.0
	計	11,158	11,463	11,755	11,846	12,247	1,089	9.8
一人暮らし高齢者		389	437	504	494	507	118	30.3
要介護認定者	要支援	267	305	268	309	325	58	21.7
	要介護	935	963	1,047	1,061	1,118	183	19.6
	計	1,202	1,268	1,315	1,370	1,443	241	20.0
寝たきり高齢者		51	45	51	68	61	10	19.6
第1号被保険者認定率(%)		10.8	11.1	11.2	11.6	11.8	1.0	-

注1:各年4月1日現在,「結城市の福祉」,要介護認定者数は各年3月末県介護保険事業状況報告

注2:増減は平成24年の平成20年に対するもの

## 8 障害者

平成24年、障害者手帳所持者数は、身体障害者が1,564人、知的障害者が338人、精神障害者が237人です。このほか、精神通院受給者数は646人、難病患者福祉手当受給者数は206人（平成23年）となっており、いずれも増加傾向にあります。（表：障害者の状況）

### ■障害者の状況

単位：人、%

区分	障害者数				平成24年		対20年増減率(%)	
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	障害者数(人)	人口比(%)		
身体障害者	18歳未満	26	20	21	24	24	-	△7.7
	18歳以上	1,577	1,529	1,525	1,530	1,540	-	△2.3
	計	1,603	1,549	1,546	1,554	1,564	3.0	△2.4
知的障害者	18歳未満	73	70	67	66	72	-	△1.4
	18歳以上	241	258	273	261	266	-	10.4
	計	314	328	340	327	338	0.7	7.6
精神障害者	手帳所持者	150	186	218	225	237	0.5	58.0
	精神通院	413	454	502	529	646	1.2	56.4
難病患者福祉手当受給	155	184	191	206	-	-	-	-

注1：結城市障害福祉計画第3期（各年4月1日現在各手帳所持者）、人口は住民基本台帳人口

注2：難病患者福祉手当受給は「平成24年度結城市の福祉」

## 9 生活自立支援

平成23年度、生活保護世帯数は301世帯、400人の保護人員となっており、いずれも増加傾向にあります。結城市の保護率は、茨城県や国よりも低い状況です。（表：生活保護の状況）

### ■生活保護の状況

単位：世帯、人、%、‰

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	増減	増減率(%)	
保護世帯	221	234	267	278	301	80	36.2	
保護人員	315	318	365	373	400	85	27.0	
保護率(‰)	結城市	6.0	6.1	7.0	7.2	7.7	1.7	-
	茨城県	5.6	6.1	7.1	8.0	8.5	2.9	-
	国	12.3	13.0	14.7	15.8	16.5	4.2	-

注：「結城市の福祉」、各年度月平均

## 第2節 地域福祉行政の現状

結城市で展開されている地域福祉を推進主体別に区分すると、行政側では主に市福祉事務所所管の福祉業務及び福祉関連分野の市・県・国の行政があります。行政機関以外では社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉関連サービス事業者、ボランティア市民等多様な形態で福祉事業が展開されています。

ここでは、結城市において行われている分野別福祉行政の概括を行うとともに、ゆうきの地域福祉計画で位置づけている主要な地域福祉行政の現状と課題をまとめています。このほか行政機関以外の主に民間において実施されている地域福祉事業の担い手の現状は次節で記述しています。

### 1 分野別福祉行政

市の福祉事務所の業務のうち地域福祉、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉の分野については、第5次結城市総合計画を上位計画として、法定計画により計画的に推進しています。福祉事務所では、これらの分野を含めて全業務について、年度ごとに事業計画を策定し、総合的に福祉行政を推進しています。

#### 【法定計画】

計画名	根拠法	計画期間	策定年度
第5次結城市総合計画	地方自治法	平成23年度～平成32年度	平成22年度
第2期ゆうきの地域福祉計画	社会福祉法	平成25年度～平成29年度	平成24年度
結城市障害者計画	障害者基本法	平成19年度～平成26年度	平成18年度
結城市障害福祉計画（第3期）	障害者自立支援法	平成24年度～平成26年度	平成23年度
結城市次世代育成支援後期行動計画	次世代育成支援対策推進法	平成22年度～平成26年度	平成21年度
第5期結城市高齢者プラン21	老人福祉法・介護保険法	平成24年度～平成26年度	平成23年度

#### 【連携計画】

結城市地域福祉活動計画	-	平成22年度～平成26年度	平成21年度
-------------	---	---------------	--------

### （１）地域福祉対策

これまで、平成19年度に策定した「第1期ゆうきの地域福祉計画」により、「やさしさをつむぐまち結城」の基本理念の実現に向けて各種施策を実施してきました。また、平成21年度には市社会福祉協議会で「結城市地域福祉活動計画」を策定しましたので、両計画の連携を基本として施策を推進してきました。

今後は、本「第2期ゆうきの地域福祉計画」に基づき、事業の総合的な推進を図ります。

### （２）高齢者福祉対策

平成23年度に策定した「結城市高齢者プラン21」により、「心と心で織りなす ふれあいのまち 結城」を基本理念として、介護保険事業を適正に運営するとともに、高齢者福祉の総合的な推進を図っています。

### （３）児童福祉対策

平成21年度に策定した「結城市次世代育成支援後期行動計画」により「ともに育て ともに育ち ともに支えあう 地域づくり」を基本理念として、地域全体で子育て・子育て支援のための環境づくりを推進しています。なお、「子ども・子育て支援法」により平成26年度に「子ども・子育て支援計画」の策定を予定しています。

### （４）障害者（児）対策

平成18年度に障害者基本法に基づき策定した「結城市障害者計画」により、「だれもが 自分らしく いきいきと暮らす 結城」を理念として障害者施策の全般的な推進を図っています。特に障害福祉サービス等については、障害者自立支援法（平成25年度から障害者総合支援法に改定）により平成23年度に策定した「結城市障害福祉計画（第3期）」を推進しています。

### （５）生活自立・援護事業

母子・父子家庭の増加に対応して、生活の安定と自立を促進するため経済的支援・相談業務等を行っています。

また、傷病や失業等による生活保護受給者が増加しており、相談業務の充実を図るなど生活保護制度の適正な実施に努めるとともに、貸付事業等の低所得者福祉を推進しています。

このほか、戦傷病者・戦没者遺族に対する援護事務、市主催の戦没者追悼式を挙行するなど戦争の惨禍と平和の尊さを後世に伝える事業を行っています。

## 2 地域福祉行政

これまで、市民の抱える生活福祉課題は、多くの場合、障害福祉や児童福祉、高齢者福祉等関連する分野別の福祉行政で対応してきましたが、今日では、生きがい活動や権利擁護、災害時要援護者支援対策、男女共同参画社会の構築、バリアフリーのまちづくり等分野横断的で総合的な対応が求められている課題が数多くあります。

こうした新たな生活福祉課題に対応するために、市全体として従来の枠を超えた新たな地域福祉行政を展開しているところです。

これらの地域福祉行政は、分野別福祉行政の面では主に福祉事務所の業務として推進しています。一方、新たな生活福祉課題は、従来の福祉行政の枠を超えて、保健・医療分野との連携をはじめ、教育や生涯学習、防災、まちづくり等の様々な行政分野や結城市社会福祉協議会等民間における機関・団体・事業者と連携して事業推進を図っています。

## 第3節 地域福祉の担い手

---

結城市の地域福祉は、行政部門が担当する福祉事業とともに、広範な市民・団体・事業者等民間部門の担い手によって推進されています。

このうち、民生委員・児童委員、結城市社会福祉協議会、社団法人シルバー人材センター、ボランティア・NPO、共同募金、福祉サービス事業者、地域団体等民間部門の主な地域福祉の担い手の現状は次の通りです。

### 1 民生委員・児童委員

民生委員は民生委員法により定められているもので（児童福祉法により児童委員を兼務）、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しており、福祉事務所の協力機関として位置づけられています。

平成24年度87人の民生委員・児童委員が、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助活動を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」（民生委員法第1条）として、地域福祉推進の重要な役割を果たしています。

平成23年度の相談・支援件数は、高齢者に関することが54.8%、障害者に関することが4.8%、子どもに関することが17.1%などで合計2,211件となっています。

今後も民生委員・児童委員の活動の振興を図り、情報提供等の支援や連携の推進が必要です。

なお、民生委員・児童委員のアンケート調査によれば、地域福祉について感じている課題として、「保健・医療・福祉・介護サービス情報が、市民に十分に知られていない」ことを66%の委員が挙げています。また、「地域での人と人とのつながりが希薄化している」ことを57%、「災害時など支援を必要な人の存在が地域で共有化されていない」ことを43%が挙げています。

民生委員・児童委員活動については、73%の委員が使命感を感じていますが、他方で、66%の委員が負担感を感じながら活動を行っています。また、活動の中では「担当地区の実態把握がなかなかできない」ことや「どこまで民生委員・児童委員として関わるのかわからない」ことをそれぞれほぼ半数の委員が挙げています。

## 2 結城市社会福祉協議会

結城市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条を根拠に地域福祉の推進を目的としており、自主性と公共性を持った民間組織です。「住民主体」の理念を活動の基本にすえて、地域に根ざした多様な地域福祉全般に渡る活動を展開しており、会員数は平成23年度末、14,698人です。

住民に身近な「小地域」において地域福祉活動を円滑に行うために、絹川支部・上山川支部・山川支部・江川支部の4支部の活動が行われています。

平成21年度には「結城市地域福祉活動計画」（平成22年度～26年度）を策定し、「だれもが住みなれた地域で生き生きと生活できる地域社会づくり」を基本理念として事業展開を行っており、今後も連携・協力関係を充実させることが必要です。

## 3 社団法人シルバー人材センター

シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により県知事の指定を受けて設立したもので、定年退職者などの高齢者に、臨時的・短期的な仕事を登録会員制で提供するものです。

平成23年度の登録会員数468人、受注件数1,793件、受注額約2億2,800万円となっており、住民の就業を通じた生きがい活動や社会参加の促進の面から、今後とも事業の充実を図ることが課題です。

## 4 ボランティア・NPO

主に福祉分野に関わるボランティア活動については、結城市社会福祉協議会においてボランティアの養成、ボランティア活動を通じた福祉教育やボランティアの派遣などボランティア活動の総合的な推進を図っています。

平成23年度、結城市ボランティア連絡協議会への登録団体は26団体、登録人員は582人です。

このほか、当市においては、生涯学習分野におけるボランティア活動も活発に行われており、中学校、高等学校と連携して「ヤング・ジュニアボランティア活動」の推進を図っており、平成24年度は、58名が活動しています。

また、当市に事務所を持って活動しているNPO法人は、福祉分野5法人など計7法人となっています（平成24年7月11日現在）。

今後、ボランティア活動・NPOによる地域福祉活動への住民参加の促進やボランティア団体同士のネットワークの構築など、活動の振興を図ることが重要です。

## 5 共同募金

共同募金は、地域福祉推進のために、社会福祉法に基づいて組織された社会福祉法人茨城県共同募金会が実施する募金活動で、全国一斉に行われます。集められた募金は社会福祉の推進に使われます。

当市においては、結城市社会福祉協議会内に共同募金支会が設置され、共同募金ボランティアの協力により実施されます。平成23年度、約1,208万円集められました。

なお、共同募金は、寄付者の自発的な協力が基礎となっています。アンケートによれば、多くの市民から協力を得られる可能性があるため、募金する機会の拡充が検討課題です。

## 6 福祉サービス事業者

結城市において障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉等に関わる福祉サービスを提供する施設・事業所は、市立をはじめ、民間では法人格の有無にかかわらず地域福祉を推進する重要な役割を担っています。

なお、これらの施設・事業所については、主に対象分野別の法定計画に基づいて計画的に基盤整備が図られています。

## 7 地域団体

市内には、自治会をはじめとして年齢や地域にかかわらず団体やサークル等任意の住民組織が多数あります。これらの地域団体は、それぞれ独自の目的を持っていますが、地域住民同士の懇親・交流を活動の柱としており、住民相互のふれあい活動や地域福祉推進のすそ野を幅広くしています。

### (1) 自治会

自治会は、地域住民の自主的な総意に基づく任意の組織で、コミュニティづくりの中心的な担い手として、地域住民の連携とふれあいの場、地域課題の発見と共同解決の場として位置づけられます。

現在、結城市には、192自治会があります。

### (2) 消防団・自主防災組織

消防団は、市条例により設置されており、11か所、団員は270名で地域の奉仕団体

として有事の際にはいち早く火災・水害・地震・台風などの各種災害発生現場に駆けつけ、市民の「生命と財産」を守っています。

自主防災組織は、「自分達のまちは、自分達で守る」という意識のもとに、自治会を中心として自主的に結成された、自発的な防災活動を行なう組織です。

### **(3) 子ども会・子育て支援団体**

平成24年度、子ども会は89団体、会員数は3,513人です。地域における異年齢児との触れ合い・集団活動等家庭や学校では得られない貴重な体験をする場となっており、児童の健全育成を目的とした組織です。

また、子育て支援団体は、子育て支援隊をはじめ6つの子育て支援サークルとボランティア1団体が自主的に子育て支援の活動を実施しています。

### **(4) 老人クラブ**

60歳以上の高齢者が加入でき、教養の向上、健康の維持、社会奉仕、地域社会との交流やレクリエーション活動を行い、福祉の増進を図ります。行政では、高齢者が自主的に仲間とともに生きがい活動を行う場として位置づけ、クラブの振興を図っています。

平成24年4月1日現在、68団体、会員数2,887人です。

### **(5) 障害者団体・保護者会等**

障害のある人が組織する団体や施設・サービスを利用する保護者会（親の会）等は、平成24年度、4団体があります。

団体・保護者会の活動は、サービス利用の当事者として、利用しやすいサービス利用の促進や事業の健全な発達に貢献しています。

## 第4節 アンケート結果の概要

地域福祉計画策定に向けて、市民の福祉に関する意向及び生活実態等を把握するために、住民基本台帳人口より無作為抽出した2,500人の16歳以上の市民を対象に、平成24年8月から9月にかけて郵送方式でアンケート調査を実施しました。結果の概要は以下の通りです。

### ◆ 対象者の属性

#### 【性別・年齢別・家族構成】

区分(%)	件数	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	60代 70代以上
全体	1,071	2.3	8.2	12.5	12.5	16.4	21.0	25.3	1.7	46.3
男性	452	2.4	8.2	11.3	11.7	17.9	20.4	26.8	1.3	47.2
女性	601	2.2	8.5	13.5	13.5	15.3	21.8	24.1	1.2	45.9
不明	18	5.6	-	11.1	-	16.7	11.1	27.8	27.8	38.9

○「男性」が42.2%、「女性」が56.1%です。60代・70代以上は半数近いです。

区分 (%)	件数	年齢3区分				家族構成					
		10代・20 代・30代	40代・50 代	60代・70 代以上	不明	ひとり暮 らし	夫婦のみ	2世代世 帯(親・ 子ども)	3世代世 帯(祖父 母・親・ 子ども)	その他の 世帯	不明
全体	1,071	23.1	28.9	46.3	1.7	5.9	22.0	43.8	20.1	6.3	1.9
結城	747	24.9	28.4	45.7	1.1	7.0	24.5	44.3	17.3	6.2	0.8
絹川	81	18.4	24.6	54.4	2.5	4.9	23.5	35.8	24.7	7.4	3.7
上山川	63	27.0	33.3	39.7	-	1.6	9.5	58.7	25.4	-	4.8
山川	72	19.4	37.5	40.3	2.8	5.6	12.5	36.1	33.3	9.7	2.8
江川	103	13.6	28.2	55.4	2.9	1.9	18.4	42.7	25.2	8.7	2.9

○絹川・江川は60代・70代以上が過半数です。

○2世代世帯が全体で43.8%、一人暮らし世帯は5.9%です。

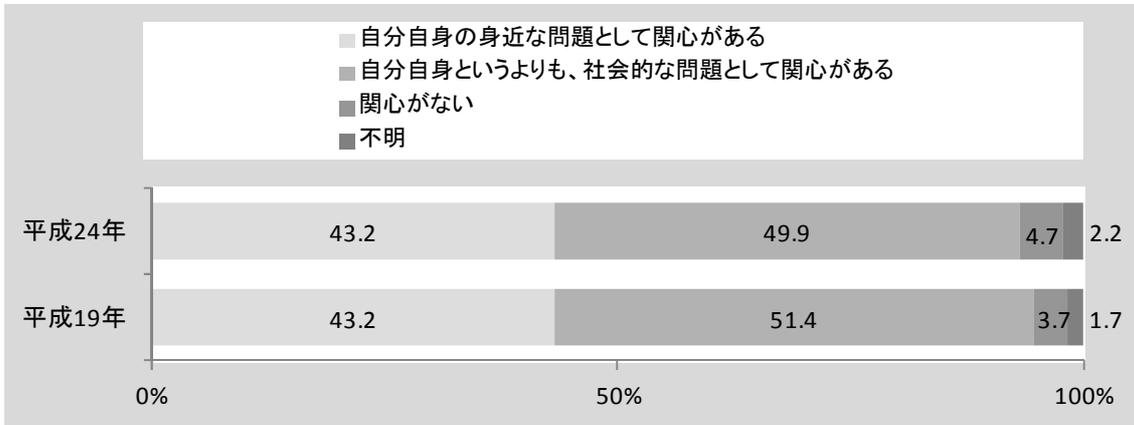
#### 【職業】

区分 %	会社員	公務員・ 団体職員	農業・ 自営業	パート・ア ルバイト など	無職	高校生・ 学生	その他	不明
職業別	23.4	4.6	15.9	13.0	35.0	3.3	3.9	0.9

○無職35.0%が最も多く、次に会社員23.4%等が比較的多いです。

## 1 福祉に対する関心と行動

### ■福祉への関心



○福祉については、「自分自身というよりも、社会的な問題として関心がある」が49.9%、「自分自身の身近な問題として関心がある」が43.2%で合計93.1%の方が「関心がある」と答えています。平成19年とほぼ同様の関心度合いです。

### ■福祉イメージ

○福祉についてのイメージは、「お年寄りや体の不自由な人を支えること」が60.0%で最も多く、次に「だれにとっても暮らしやすい社会を築くこと」が58.4%、「困っている人のために施設や制度を整えること」が51.2%です。

### ■募金への協力

○募金について、「いつも協力する」が26.9%、「たまに協力する」が39.5%で、両者の合計では66.4%です。「協力を求められれば、協力する」が29.1%です。

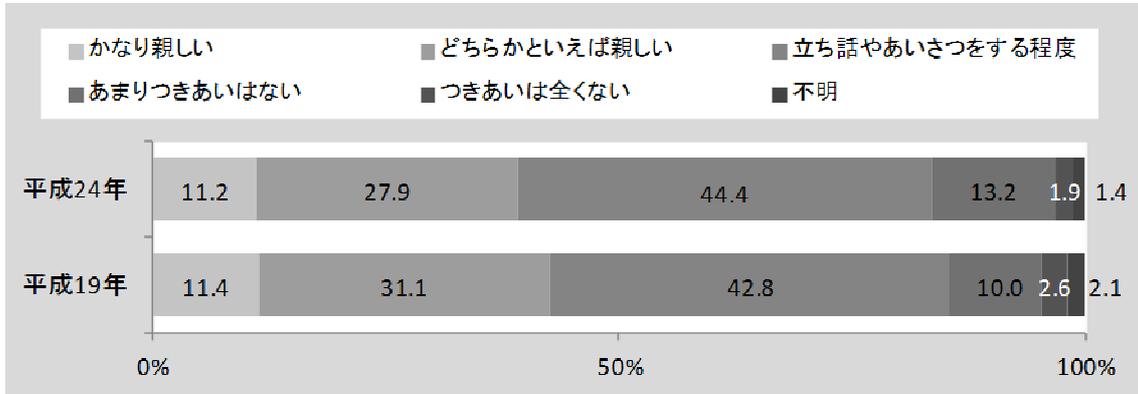
### ■地域福祉推進機関の認知度 \*名前も活動内容も知っている割合

区分 (%)	平成24年	平成19年
① 結城市社会福祉協議会	26.1	20.5
② 民生委員・児童委員	32.6	21.4
③ 地域包括支援センター	10.1	4.9

○3つの地域福祉推進機関について、名前も活動内容も知っている認知度はいずれも平成19年より上昇しています。

## 2 近所づきあいの現実と理想

### ■日ごろの近所づきあい



- 日ごろの近所づきあいでは、「立ち話やあいさつをする程度」が44.4%と最も多いです。次に「どちらかといえば親しい」が27.9%、「あまりつきあいはない」が13.2%です。
- 順位は平成19年とほぼ同様ですが、「どちらかといえば親しい」は3.2ポイント減少、一方「あまりつきあいはない」が3.2ポイント増えています。

### ■近所づきあいの理想と現実

区分 (%)	件数	今後、どうしたいですか(理想)								
		親密なつきあい(家族同様に関わる)	相互扶助的なつきあい(困ったときに相互に助けあう)	形式的なつきあい(義理を欠かさない)	なるべく関わらない(あいさつをする程度)	全く関わらない	わからない	その他	不明	
現実	かなり親しい	120	17.5	70.8	8.3	0.8	-	-	0.8	1.7
	どちらかといえば親しい	299	1.3	81.9	14.0	1.0	-	0.7	0.3	0.7
	立ち話やあいさつをする程度	476	0.4	56.3	28.8	10.1	-	2.1	0.8	1.5
	あまりつきあいはない	141	1.4	44.7	24.8	25.5	-	3.5	-	-
	つきあいは全くない	20	-	15.0	15.0	55.0	5.0	5.0	5.0	-

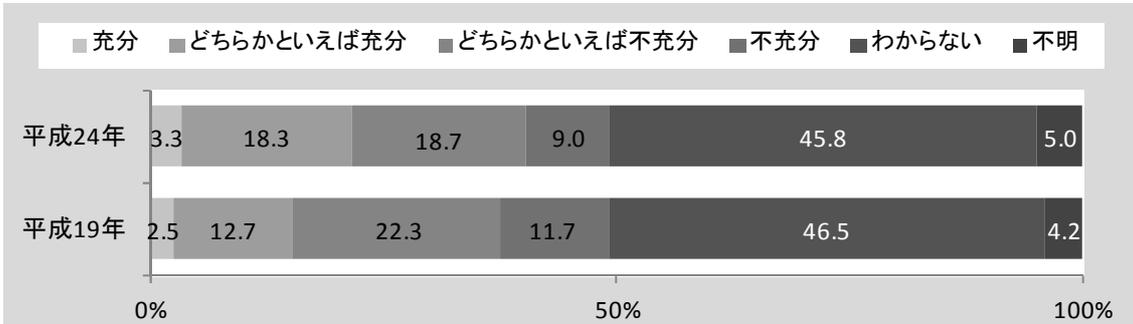
- 現実の近所づきあいでは、「立ち話やあいさつをする程度」が44.4%で最も多かったです。理想のつきあいは「相互扶助的なつきあい」を望んでいる人が56.3%となっています。現実が「あまりつきあいがいい」人でも、理想は「相互扶助的なつきあい」を望む人が44.7%で比較的多くなっています。

### ■要援助家庭に対する行動

- 近くに援助を必要とする家庭があった場合に自分がしてもよいことについて、「安否の声かけ」が72.2%と最も多く、次に「ちょっとした買い物」が23.6%、「趣味などの話し相手」が22.8%です。いずれも平成19年よりわずかに減っています。

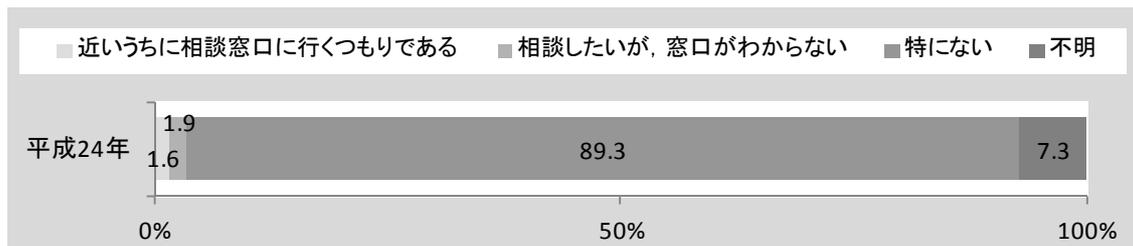
### 3 福祉サービスの利用

#### ■福祉サービス情報の提供



○福祉サービス情報の提供について、「充分」3.3%、「どちらかといえば充分」18.3%で「充分」合計が21.6%です。一方、「どちらかといえば不十分」18.7%、「不十分」9.0%で、「不十分」合計が27.7%です。

#### ■福祉についての相談ごと



○「近いうちに相談窓口に行くつもりである」が1.6%（17件）、「相談したいが、窓口がわからない」が1.9%（20件）で、「相談」がある人の合計は3.5%（37件）です。

#### ■相談窓口の利用・満足度

○相談で利用したことがある窓口は、「市福祉事務所や健康増進センター」が27.4%と最も多いです。次に「結城市社会福祉協議会」17.6%となっています。

○相談窓口を利用したことがある人では、「市福祉事務所や健康増進センター」の利用者満足度計（かなり満足・ほぼ満足）は79.5%、「結城市社会福祉協議会」70.4%、「地域包括支援センター」64.4%、「在宅介護相談センター」59.1%です。

#### ■子どもや高齢者、障害のある人に対する虐待の有無

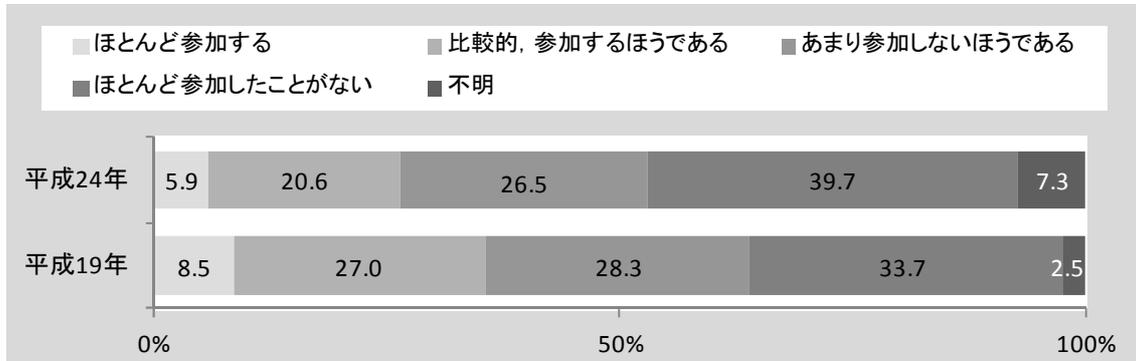
○虐待の懸念について、「ない」が91.8%ですが、「ある」は0.7%（7件）、「確信はもてないが、ある」は1.9%（20件）で、合計2.6%（27件）です。

#### ■引きこもりや孤立している要援助者の有無

○援助の必要について、「ない」が85.7%ですが、「ある」は1.7%（18件）、「確信はもてないが、ある」は3.5%（38件）で合計5.2%（56件）です。

## 4 地域活動・ボランティア活動

### ■地域活動への参加



○地域活動について「ほとんど参加する」5.9%、「比較的、参加するほうである」20.6%と「参加する」合計が26.5%です。一方、「あまり参加しないほうである」26.5%、「ほとんど参加したことがない」39.7%と「参加しない」合計が66.2%です。

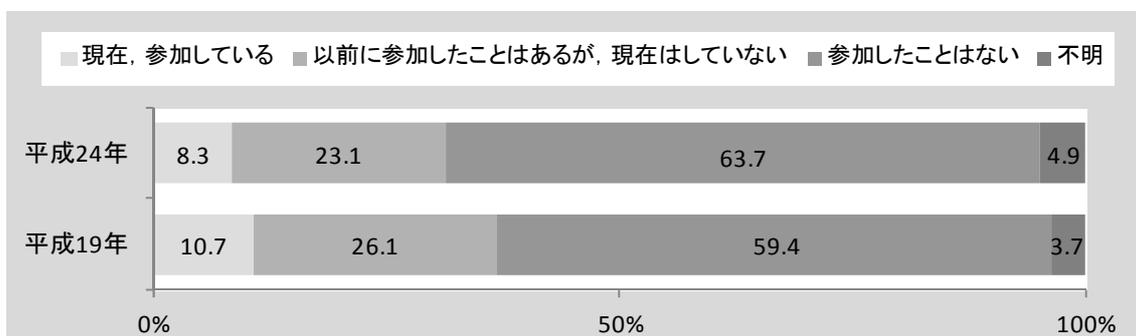
### <活動の内容>

○地域活動の内容について、「地域の清掃やきれいにする活動」が59.9%で最も多いです。次に「子ども会・PTAの行事」が43.7%、「地域の運動会等スポーツ行事」が42.3%となっています。

### <活動のきっかけ>

○地域活動のきっかけは、「地域を住みよくしたい」が38.0%と最も多く、次に「持ち回り当番制だから」が20.4%です。

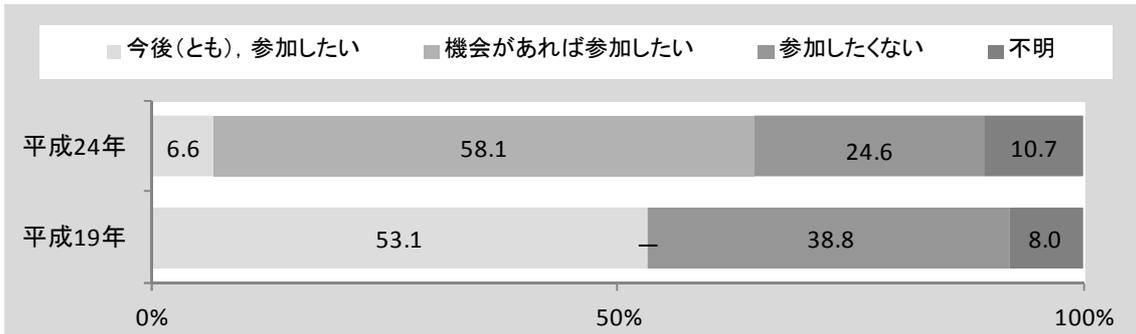
### ■ボランティア活動への参加



○ボランティア活動について、「以前に参加したことはあるが、現在はしていない」が23.1%、「現在、参加している」が8.3%で、参加経験者の合計では31.4%です。

○平成19年では参加経験者の合計が36.8%でしたので、今回は5.4ポイントの減少です。

■今後のボランティア活動への参加希望



- 今後のボランティア活動について、「機会があれば参加したい」が58.1%と最も多く、次に「参加したくない」が24.6%、「今後(とも), 参加したい」が6.6%となっています。
- 平成19年では「機会があれば参加したい」の選択肢がありませんでしたが、「参加したくない」のみ比較すると、今回は14.2ポイント減少しています。

【ボランティア活動の現状・希望】

区分 (%)	今後、参加したいですか					参加希望計	
	件数	今後(とも), 参加したい	機会があれば 参加したい	参加したくない	不明		
全体	1,018	7.0	60.5	25.7	6.8	67.5	
現在	現在, 参加している	89	64.0	24.7	3.4	7.9	88.7
	以前に参加したことはあるが, 現在はしていない	247	3.6	78.1	12.6	5.7	81.7
	参加したことはない	682	0.7	58.8	33.4	7.0	59.5

- ボランティア活動に「現在, 参加している」人では、今後の参加希望は88.7%です。「以前に参加したことはあるが, 現在はしていない」人では、今後、「機会があれば参加したい」人は78.1%で参加希望の合計は81.7%です。
- 参加したことがない人では、「今後, 参加したい」人は0.7%ですが、「機会があれば参加したい」という人は58.8%で、今後の参加希望計では59.5%です。

■参加希望の分野

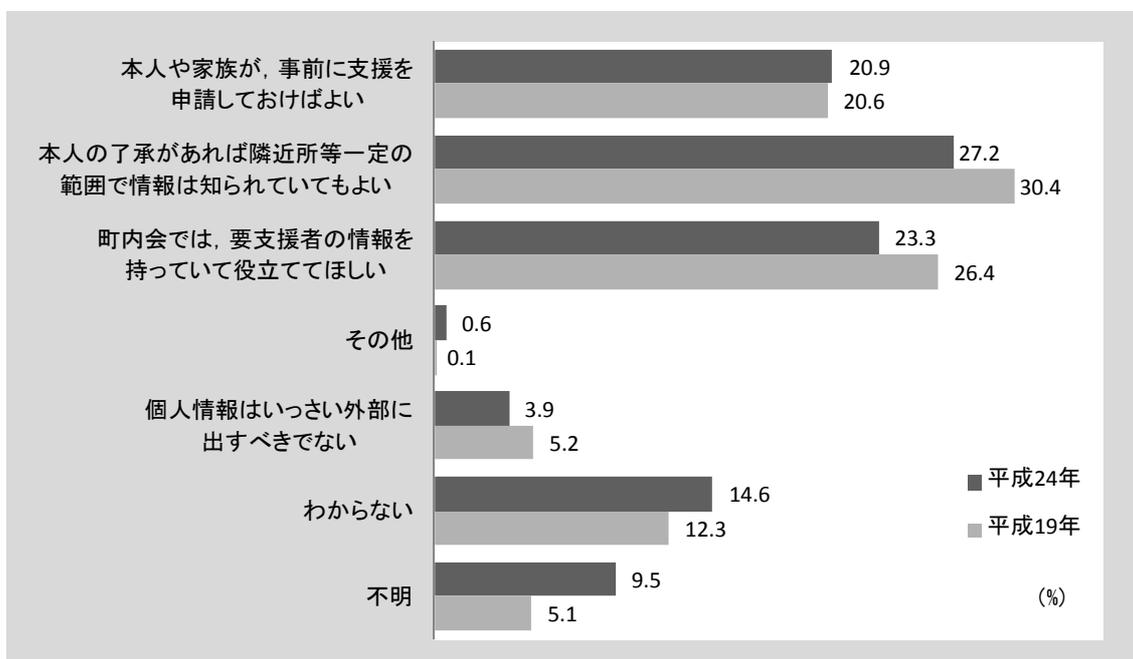
- 希望するボランティア活動の分野では「環境保護・清掃美化に関する活動」が33.6%と最も多く、次に「スポーツ・文化・レクリエーションに関する活動」が32.2%、「高齢者への援助」が25.3%となっています。

■ボランティア活動に参加したことがない理由

- これまでに参加したことがない理由では、「誘いやきっかけがなかった」が31.5%と最も多く、次に「内容や時間・場所等の情報がない」が24.0%、「仕事がつくて余裕がない」が21.4%です。

## 5 地域の現状

## ■災害時要援護者の情報



○災害時要援助者の情報について、「本人の了承があれば隣近所等一定の範囲で情報は知られていてもよい」が27.2%で最も多く、次に「町内会では、要支援者の情報を持っていて役立ててほしい」が23.3%、「本人や家族が、事前に支援を申請しておけばよい」が20.9%となっています。

## ■地域での助けあい活動の活発化対策

○助けあい活動を活発化するための対策では、「誰でも取り組みやすい事業や活動を通しての交流」が50.2%と最も多く、次に「子どものうちからの異なる世代間の交流」が28.3%、「学校や地域での福祉教育の充実」が22.9%となっています。「地域全体であいさつ運動を展開する」は20.6%です。

## ■地域の犯罪の危険からの安全

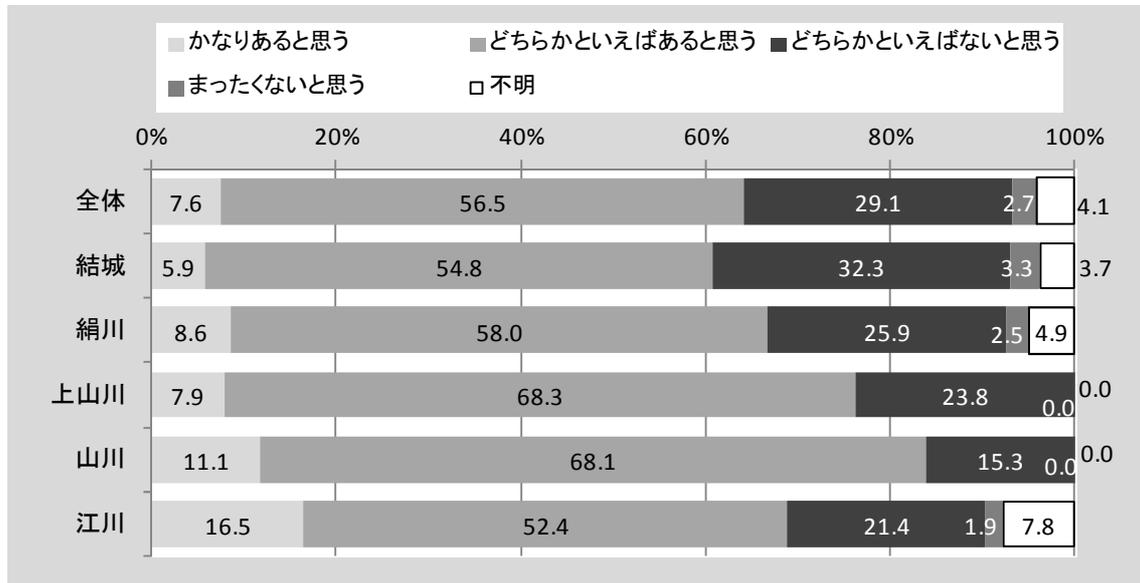
○地域における犯罪の危険について、「かなり安全だと思う」5.5%、「どちらかといえば安全だと思う」62.5%で「安全」合計が68.0%です。一方、「どちらかといえば危険だと思う」23.5%、「かなり危険だと思う」3.5%で、「危険」合計が27.0%です。

## ■犯罪の危険にあったことの有無

○危険な目に本人や家族が「あった」人は10.9%、「あいさうになった」が2.5%、「ない」が80.1%です。「あった」は平成19年の16.5%より6.5ポイント減少しています。

## 6 地域のふれあい

### ■住民同士のふれあい

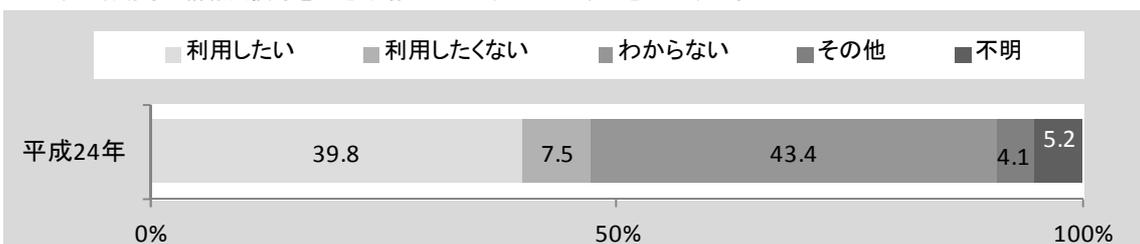


○住民同士のふれあいについて「かなりあると思う」7.6%、「どちらかといえばあると思う」56.5%で、「ある」合計が64.1%、「どちらかといえばないと思う」29.1%、「まったくないと思う」2.7%で、「ない」合計が31.8%です。

○「かなりあると思う」と「どちらかといえばあると思う」の合計では、どの地域でも60%以上ですが、「かなりあると思う」が山川・江川では10%以上です。

### ■住民同士のふれあいの場

問 身近な地域において、住民同士が気軽に集まり、お茶のみ会、娯楽・レクリエーションや地域活動・ボランティア活動等の情報交換等をできる場について、どのように思いますか。



○身近な地域でのふれあいの場について、「利用したい」が39.8%、「利用したくない」が7.5%、「わからない」が43.4%となっています。

## 7 地域づくり・施策の満足度

### ■施策の満足度

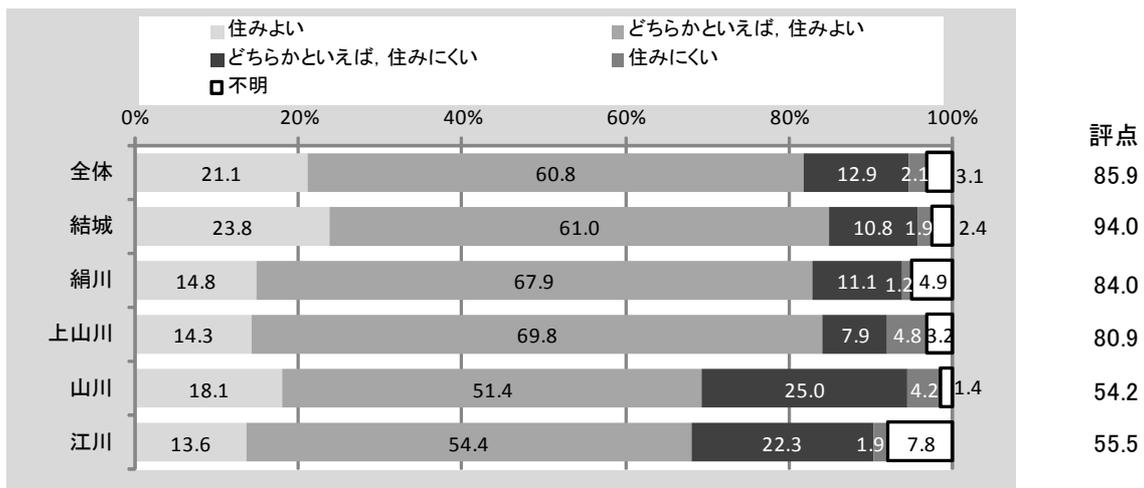
区分(%)	かなり満足	ほぼ満足	やや不満	かなり不満	不明	評点 H24	評点 H19
① 子育て・教育の環境	2.6	46.8	19.9	4.4	26.3	23.3	4.0
② 高齢者の介護サービス	2.1	43.1	23.3	4.8	26.7	14.4	△ 10.6
③ 障害のある人のサービス	1.8	34.0	27.0	4.8	32.5	1.0	
④ 文化・スポーツ施設や催しもの	3.6	41.9	22.0	4.9	27.5	17.3	12.6
⑤ 保健・医療体制・健康づくりの環境	2.1	42.1	23.9	6.3	25.6	9.8	△ 6.5
⑥ 市民同士の助け合いのしくみ	1.0	31.7	29.9	6.5	30.9	△ 9.2	△ 19.8
⑦ バリアフリーの生活環境	1.0	21.7	36.0	10.5	30.8	△ 33.3	△ 37.4
⑧ 交通安全・防犯・防災	1.7	37.2	28.0	7.7	25.5	△ 2.8	△ 18.3
⑨ 男女共同参画社会	1.6	37.1	24.1	3.8	33.4	8.6	△ 2.9

注：評点は、かなり満足＝2点、ほぼ満足＝1点、やや不満＝-1点、かなり不満＝-2点により各値に乗じて算出

○①から⑨まで、満足と不満を考慮して点数換算をした評点を算出すると、比較的、満足度評点が高い項目は、①子育て・教育の環境、④文化・スポーツ施設や催しもの、②高齢者の介護等となっています。③障害のある人のサービスは、評点は1.0で、満足度と不満度が拮抗しています。

○①から⑨のいずれの項目も平成24年の評点は平成19年よりも上昇しています。

### ■住みよさ度



○地区別の満足・不満を評点に換算すると、全体では85.9（平成19年では75.2）で、結城、絹川、上山川では80以上ですが、山川や江川では50点台で比較的低い評点となっています。

## 8 アンケート結果にみる地域福祉課題

### (1) 市民の福祉に対する関心の高さの維持・向上

93%の多数に上る市民が福祉に対して関心を示すとともに、およそ3人に2人が自主的に募金に協力するとしています。また、福祉イメージについても、「お年寄りや体の不自由な人を支えること」や「だれにとっても暮らしやすい社会を築くこと」とする人が、それぞれほぼ60%に上ります。

福祉は、一部の人のための福祉から、市民みんなのための福祉、みんなで支えるものであるという福祉意識が定着しつつあります。こうした、市民の福祉意識を維持し、さらに向上を図るための啓発・広報が重要です。

### (2) 多くの市民は地域のふれあいの強化を求めていること

地域の住民同士のふれあいがあると思うという人は、山川地域では79%に対して結城地域では61%などの違いはありますが、全体では64%です。また、比較的親しくご近所づきあいをしている人は39%です。一方、「立ち話やあいさつをする程度」という人は44%ですが、このうち、理想としては、「困った時に、相互に助けあう」ようにしたいという人が56%に上ります。

地域福祉を推進するためには、地域住民同士のつながり、日ごろのご近所づきあいが最も重要な基盤と言えます。現状では、つきあいが不十分と思っている人でも、もう少し親しくしたいというニーズに対応して、今後の地域における住民活動の振興を図ることが必要です。

### (3) 福祉サービスの情報提供・相談支援の充実

福祉サービスの情報提供を充分とする人は22%に対して、不十分とする人は28%に上り、否定的評価が上回っています。一方、福祉サービスの入り口に位置する相談業務について、相談利用者の満足度は「市福祉事務所や健康増進センター」が80%であるなど、比較的高い評価となっています。

福祉サービスの情報は、その情報を必要とする人に確実に提供されることが重要で、今後、情報提供の否定的評価を減少させるように図ることが必要です。相談業務については引き続き利用者満足度の向上に努めるとともに、「相談したいが窓口がわからない」という人は、いないようにするための情報提供を行うことが課題です。

#### (4) 要援助者等の発見・解決の仕組みづくりが必要

虐待については3%、引きこもりや孤立化については5%の人が、懸念しています。また、地域での助けあい活動を活発化するために、「誰でも取り組みやすい事業や活動を通しての交流」を50%の人が挙げており、「安否の声かけ」を72%、「ちょっとした買い物」を24%の人が挙げています。

地域において何らかの福祉的な援助を必要としている人（必要としているかもしれない人）については、身近な地域住民同士の相互の温かいこころのこもった見守り（関心）が必要です。さらに、要援助者を発見した場合の相談先や通報先が周知されていること、問題の解決方策の検討、方策の実行に至るまでの仕組みを構築する（強化する）ことが必要です。その方策の中に、地域住民が無理なくできること（ちょっとしたこと）などを組み入れることが重要です。

#### (5) ボランティア活動の振興方策

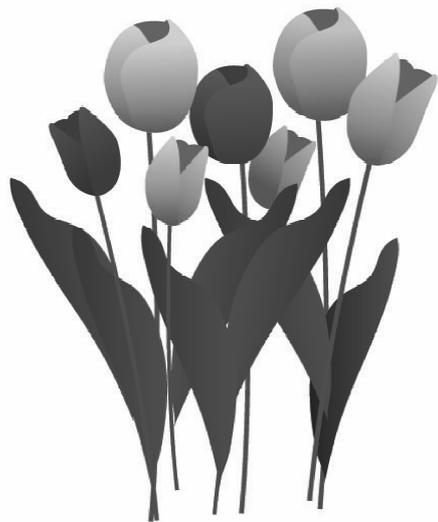
ボランティア活動参加経験者は31%ですが、今後、「機会があれば」という条件付きを含めて参加希望を表明している人は65%（平成19年は53%）に上っており、高齢者対象分野が25%など福祉分野を希望する人も少なからずいます。また、ボランティア活動に参加したことがない理由では、「誘いやきっかけがない」32%、「内容や時間・場所の情報がない」24%などが挙げられています。

福祉分野のボランティア活動は、今後の地域福祉を推進するために不可欠のものとなっており、平成19年時点と同様に、そのための潜在的な基盤は豊富にあることが示されています。こうした基盤に依拠して、市民のボランティア活動に対する希望と熱意を具体化するプログラムが必要です。

#### (6) 地域福祉推進施策の充実

子育て・教育の環境や高齢者、障害のある人に対する施策等地域福祉に関する施策項目についての市民満足度（評点結果）は、全項目で平成19年よりも上昇しており、「住みよさ」については10ポイント以上上昇しています。

今後も、地域福祉に関する施策の充実を図り、市民の満足度がさらに上昇するように取り組むことが期待されます。



## 第3章

# 計画の理念・目標

## 1 計画の理念

この計画の理念は、第1期計画に引き続き、次の通りとします。

# やさしさをつむぐまち 結城

### ■市民が主体となるまちづくり

結城市内の地域には、地理的条件や社会福祉資源等それぞれ地域特性があります。こうした地域の実情に合わせて、住民自らが主体となって身近な地域で地域福祉を推進できるようにします。

### ■自己実現できるまちづくり

地域の中には、児童、高齢者、男、女、支援を必要とする人、支援を必要としない人などさまざまな人が住んでいます。地域社会の中で、市民のだれもが差別や排除されることなく、人としての尊厳をもって暮らすことができるよう、自己の意思に基づく自己決定により生きがいを実現できるようにします。

### ■つながり・ささえあいのあるまちづくり

地域福祉を推進していくためには、さまざまな生活課題を持った人が、その課題を解決するために、一体となって協力して、その地域における新たな仕組みを創造していくことが大切です。

生活課題を持った人を特別視することなく、同じ地域社会の構成員として、地域においてつながり、お互いを支え合う行動ができるようにしていきます。

## 2 計画の基本目標

基本理念の実現のために、社会福祉法第107条の3項目の規定に対応して3項目の基本目標及び施策の方向性を設定します。

社会福祉法第107条の規定	計画の基本目標
①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	(1) 安心して利用できる福祉サービスの充実
②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	(2) 住み慣れた地域で生涯暮らせる福祉のまちづくり
③地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項	(3) 住民参加でふれあいのあるコミュニティづくり

### (1) 安心して利用できる福祉サービスの充実

サービスを必要とする人に「良質かつ適切なサービス」が提供されるようにするために、共通の基盤として、サービス利用者や市民の立場に立って、福祉情報の適切かつ総合的な情報提供、情報公開、総合的な相談業務、福祉サービス利用援助事業などを推進します。

また、所得にかかわらずだれでも安心して必要な福祉サービスを利用できるように施策の充実を図ります。

施策の方向	1 適切かつ総合的な福祉情報の提供 2 親しみやすい相談業務の実施 3 福祉サービス利用援助事業の実施 4 低所得者へのサービス利用料等軽減
-------	---

### (2) 住み慣れた地域で生涯暮らせる福祉のまちづくり

地域福祉の担い手の活動振興を図るとともに、地域福祉推進機関の充実を促進し、福祉事業を中核として保健・医療等各種事業の連携やネットワーク化、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの連携を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

また、福祉サービスの提供にあたっては、サービスの質の向上を図り、利用者本位の福祉サービスの充実を図ります。

施策の方向	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域福祉推進機関の充実</li> <li>2 地域福祉事業の計画的推進</li> <li>3 地域包括ケアシステム体制の推進</li> <li>4 福祉サービスの質の向上</li> </ol>
-------	---

### (3) 住民参加でふれあいのあるコミュニティづくり

地域における生活課題や福祉課題の解決に向けて、ボランティア活動や地域活動などを通じた市民の自主的な地域福祉活動を促進します。

また、思いやりと助け合いのこころとあらゆる市民の人権尊重の気風に満ちた新しい福祉文化を創造する地域コミュニティづくりを市民と行政の協働により推進します。

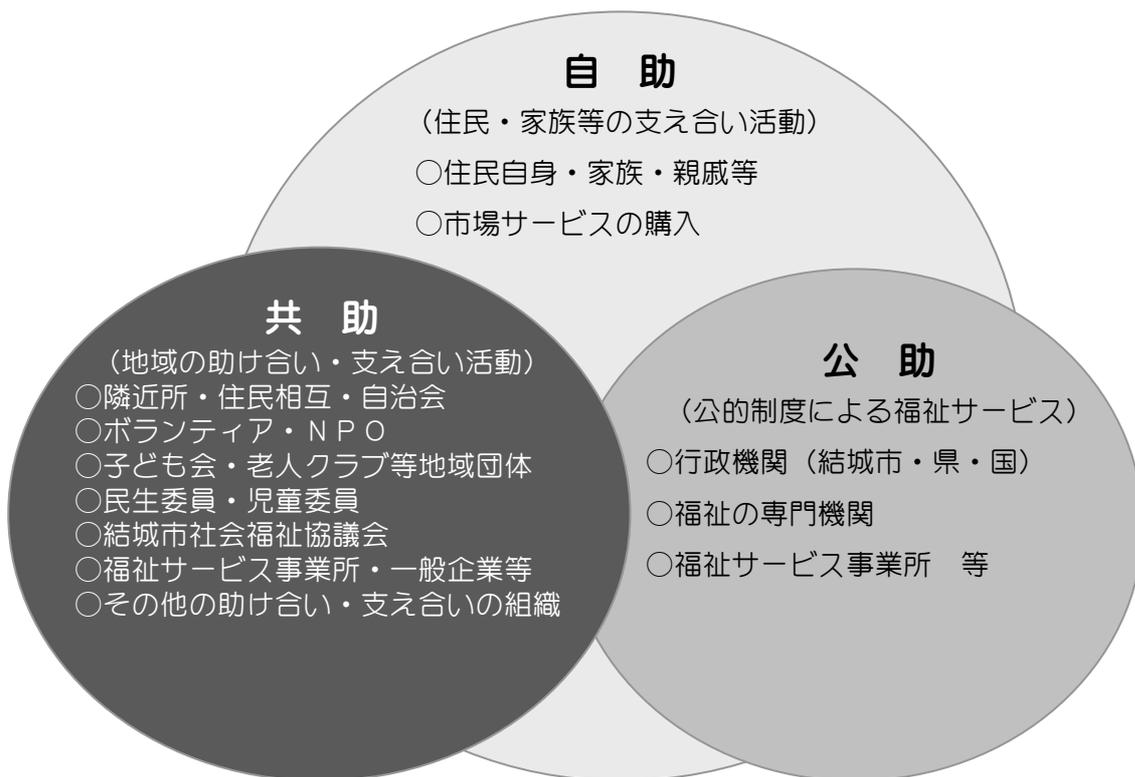
施策の方向	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安心・安全・共生のまちづくり</li> <li>2 災害時要援護者支援対策</li> <li>3 虐待防止・人権擁護</li> <li>4 ボランティア活動の振興</li> <li>5 地域福祉の担い手づくり</li> </ol>
-------	--

### 3 地域福祉推進の基本的な考え方

#### 【新たな助け合いの仕組みづくり】

生活・福祉課題に対応するため、多くの住民は、住民自ら可能な限り家族の支援を含めて解決に努めています（自助）。一方、介護保険サービスや障害福祉サービス、児童福祉サービス、保健・医療サービス等については、公的な対象分野別のサービス体系（公助）が整備され、充実が図られています。また、近隣の身近な地域住民やボランティアによる助け合い活動（共助）が多様な形態で少なからず行われています。

本計画では生活・福祉課題への対応として、自助・共助・公助の連携を推進するとともに、とりわけ共助の拡大・強化を目指して、地域住民の主体的な参加による住民同士の助け合いのネットワーク、新たな助け合いの仕組みづくりを推進します。



## 4 施策の体系

### 基本目標1 安心して利用できる福祉サービスの充実

施策の方向		事業名	担当	頁
1 適切かつ総合的な福祉情報の提供	1-1-1	市広報誌「福祉情報」の掲載	秘書課・社会福祉課・介護福祉課・地域包括支援センター・子ども福祉課・市民活動支援センター	45
	1-1-2	福祉関連ホームページの総合化	情報化推進室	
	1-1-3	声の広報等の発行	社会福祉協議会	
2 親しみやすい相談業務の実施	1-2-1	初期相談窓口の連携・強化	社会福祉課・介護福祉課・地域包括支援センター・子ども福祉課・保険年金課	47
	1-2-2	相談業務の質の向上	社会福祉課・介護福祉課・地域包括支援センター・子ども福祉課・保険年金課	
	1-2-3	民生委員・児童委員の活動促進	社会福祉課・社会福祉協議会	
	1-2-4	地域包括支援センター・総合相談支援	地域包括支援センター	
	1-2-5	在宅介護相談センター	介護福祉課	
	1-2-6	障害者相談支援事業	社会福祉課	
	1-2-7	地域子育て支援センター	子ども福祉課	
	1-2-8	家庭児童相談室	子ども福祉課	
	1-2-9	いじめ相談	指導課	
	1-2-10	健康相談	健康増進センター	
	1-2-11	こんにちは赤ちゃん事業	健康増進センター	
	1-2-12	ふれあい総合相談	社会福祉協議会	
3 福祉サービス利用援助事業の実施	1-3-1	成年後見制度利用支援事業	介護福祉課	49
	1-3-2	障害者成年後見制度利用支援事業	社会福祉課	
	1-3-3	日常生活自立支援事業の利用促進	社会福祉協議会	
4 低所得者へのサービス利用料等軽減	1-4-1	在宅サービス低所得利用者負担軽減事業	介護福祉課	51
	1-4-2	保育料の減免事業	子ども福祉課	
	1-4-3	障害者地域生活支援事業低所得者利用者負担軽減事業	社会福祉課	

### 基本目標2 住み慣れた地域で生涯暮らせる福祉のまちづくり

施策の方向		事業名	担当	頁
1 地域福祉推進機関の充実	2-1-1	結城市社会福祉協議会との連携・事業支援	社会福祉課・介護福祉課・子ども福祉課	53
	2-1-2	民生委員・児童委員との連携・事業支援	社会福祉課・社会福祉協議会	
	2-1-3	地域福祉推進機関の相互連携	社会福祉課・介護福祉課・子ども福祉課・社会福祉協議会	
2 地域福祉事業の計画的推進	2-2-1	地域福祉計画推進事業	社会福祉課	55
	2-2-2	高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進事業	介護福祉課・地域包括支援センター	
	2-2-3	次世代育成支援後期行動計画推進事業	子ども福祉課	
	2-2-4	障害者福祉計画推進協議会事業	社会福祉課	
	2-2-5	結城市地域福祉活動計画推進事業	社会福祉協議会	
	2-2-6	各種手当の支給	社会福祉課・子ども福祉課・介護福祉課	
	2-2-7	貸付事業	子ども福祉課・社会福祉協議会	
	2-2-8	生活保護事業	社会福祉課	
	2-2-9	就学援助	学校教育課	
	2-2-10	戦傷病者・戦没者遺族に対する援護事務	社会福祉課	
	2-2-11	平和を尊ぶ事業	社会福祉課	

3 地域包括ケアシステム体制の推進	2-3-1	地域ケアシステム推進事業	社会福祉協議会	60
	2-3-2	地域包括支援センターのケアマネジメント	介護福祉課・地域包括支援センター	
	2-3-3	居宅介護支援・介護予防支援	介護福祉課	
	2-3-4	障害者・計画相談支援	社会福祉課	
4 福祉サービスの質の向上	2-4-1	福祉サービス第三者評価推進事業	社会福祉課・介護福祉課	62
	2-4-2	福祉サービス苦情・意見の窓口等の広報	社会福祉課・介護福祉課	
	2-4-3	社会福祉法人監査指導	社会福祉課・介護福祉課・子ども福祉課	

### 基本目標3 住民参加でふれあいのあるコミュニティづくり

施策の方向		事業名	担当	頁
1 安心・安全・共生のまちづくり	3-1-1	ユニバーサルデザインの普及	社会福祉課・総務課	65
	3-1-2	防犯意識の高揚・防犯体制の整備	防災交通課	
	3-1-3	消費者対策の推進	消費生活センター	
	3-1-4	子どもを守る 110 番の家の登録推進	生涯学習課	
2 災害時要援護者支援対策	3-2-1	災害時要援護者名簿作成事業	社会福祉課	67
	3-2-2	災害時要援護者「避難支援プラン」の作成	社会福祉課	
	3-2-3	福祉避難所運営マニュアルの作成	社会福祉課	
	3-2-4	社会福祉協議会地域災害救援支援計画の推進	社会福祉協議会	
	3-2-5	防災ボランティアの養成	社会福祉課・社会福祉協議会	
3 虐待防止・人権擁護	3-3-1	虐待防止等キャンペーンの実施	社会福祉課・介護福祉課・子ども福祉課	69
	3-3-2	要保護児童対策地域協議会事業	子ども福祉課	
	3-3-3	地域包括支援センター・虐待防止	地域包括支援センター	
	3-3-4	障害者虐待防止対策	社会福祉課	
4 ボランティア活動の振興	3-4-1	ボランティア育成事業	社会福祉協議会	71
	3-4-2	ボランティアサークル育成・活動支援	社会福祉協議会	
	3-4-3	ボランティア協力校の指定及び育成事業	社会福祉協議会	
	3-4-4	ボランティア派遣事業	社会福祉協議会	
	3-4-5	地域福祉事業のボランティア活動振興支援	社会福祉課・社会福祉協議会	
	3-4-6	ヤング・ジュニアボランティア活動の支援	生涯学習課	
	3-4-7	ボランティアサークル交流サイト	生涯学習課・社会福祉協議会・市民活動支援センター	
5 地域福祉の担い手づくり	3-5-1	市広報による福祉意識啓発	社会福祉課	73
	3-5-2	豊かな心の育成	学校教育課	
	3-5-3	国際交流友好協会への支援	企画政策課	
	3-5-4	ノーマライゼーション理念の普及推進	社会福祉課・学校教育課・社会福祉協議会	
	3-5-5	地域福祉交流会の実施	社会福祉協議会	
	3-5-6	「ふれあいサロン」モデルの推進	社会福祉協議会	
	3-5-7	見守り・支援体制づくりの推進	社会福祉課・介護福祉課・社会福祉協議会	



## 第4章

# 施策の展開

凡例：「重点事業」の表内で、\*印は、新規事業のこと

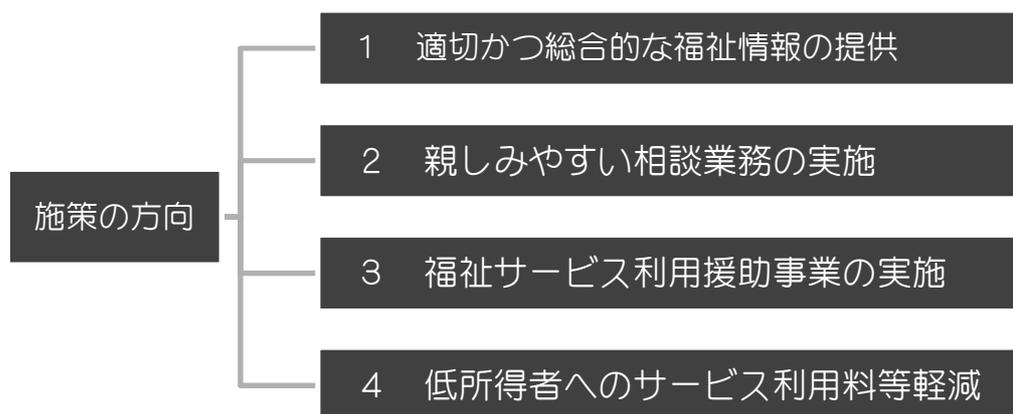
# 基本目標1 安心して利用できる 福祉サービスの充実

サービスを必要とする人に「良質かつ適切なサービス」が提供されるようにするために、共通の基盤として、サービス利用者や市民の立場に立って、福祉情報の適切かつ総合的な情報提供、情報公開、総合的な相談業務、福祉サービス利用援助事業などを推進します。

所得にかかわらずだれでも安心して必要な福祉サービスを利用できるように施策の充実を図ります。

福祉サービスを必要とする市民には、だれでも身近な地域で適切で質の良いサービスを利用することができるように、計画的にサービス供給の基盤整備を図ります。特に、サービスの利用の入り口となる情報提供と相談業務を重視して、必要な人にとってわかりやすい情報提供、親身な相談業務の充実に努めます。

援助を必要とする市民が、安心して暮らせるように、高齢者や障害のある人、子ども等一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり、生活や地域社会のあらゆる面から暮らしにくさを軽減・改善し、誰にとっても住みよい福祉のまちづくりを推進します。



注：福祉サービスの基本的理念（社会福祉法第3条）

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない

# 1 適切かつ総合的な福祉情報の提供

## 現状・課題

福祉情報は、行政機関、社会福祉協議会や社会福祉法人・事業所、NPO、ボランティアサークルなど多様な形態で発信されています。

こうした福祉情報について市民の評価をアンケート結果で見ると、「充分」という人が22%、「不充分」という人が28%で、「不充分」と否定的に評価する人のほうがやや多いですが、平成19年との比較では、「充分」が15%で、「不充分」が34%でしたので、情報提供に関する市民の評価は高くなったと言えます。

また、福祉サービスの利用者満足度を見ると、「市の広報」では66%、「市のホームページ」51%、「社会福祉協議会の社協だより」58%で、比較的高い満足度です。

情報は、それを必要とする人に、確実にわかりやすく提供されることが必要であり、「不充分さ」や「わかりにくさ」を解消していくことが引き続き求められます。

## 施策の方向

- ①福祉情報について「市の広報紙」や「回覧板」の市民ニーズに対応した充実を図るとともに、「社会福祉協議会の広報紙」等行政機関以外のメディアと連携して、効果的な情報提供体制を構築していきます。
- ②市のホームページの活用を図り、福祉関連情報の資料やデータの公開を充実します。
- ③ボランティアの協力を得て、目や耳の不自由な人への情報提供の充実を図ります。

## 重点事業

1-1-1	市広報紙「福祉情報」の掲載	秘書課・社会福祉課・介護福祉課・地域包括支援センター・子ども福祉課・市民活動センター
	●市広報紙に、地域福祉推進に関わる情報、地域の取り組み状況、市民の声を掲載するなど、わかりやすく親しみやすい情報提供を図ります。	
1-1-2	福祉関連ホームページの総合化	情報化推進室
*	●地域福祉関連ホームページについて、官民相互連携（リンク）による福祉事業や福祉活動に関わる総合化を行い、利用者の便宜を図ります。	
1-1-3	声の広報等の発行	社会福祉協議会
	●障害者の方に声の広報としてカセットテープに広報を朗読録音して送付します。また、点字による広報も実施します。	

## 市民の取り組み

地域福祉推進役	取り組み
自治会・住民	○自治会活動の中で福祉サービスを必要とする人に気づいたら、市や社協にその情報を伝達します。
ボランティア	○声の広報、点字広報等のボランティア養成講座等に参加し、活動に参加します。 ○ボランティア活動（特に配食サービスや電話等によるボランティア）の中で福祉サービスを必要とする人に気づいたら、市や社協にその情報を伝達します。
民生委員・児童委員	○相談業務を通して、必要な人に福祉サービスの種類や手続き等基本的な情報を提供します。
社会福祉協議会	○社会福祉協議会の事業活動全般を通して、わかりやすい情報提供を行います。 ○「社協だより」の充実に努めます。 ○ホームページの官民連携に努め、地域福祉関連サイトの総合化を推進します。
サービス事業者	○介護保険や障害福祉サービス等法制度で整備されているサービスのわかりやすく確実な情報提供を行います。 ○社協の実施している在宅福祉サービスの情報やボランティアによるサービス情報の確保に努め、必要な人には情報提供を行えるようにします。

## 2 親しみやすい相談業務の実施

### 現状・課題

相談業務は、市民の悩み事や不安・心配事に対して助言・相談を行うとともに、福祉サービスの利用等に関して専門的な対応も行っており、行政機関・社会福祉協議会等の相談窓口や民生委員・児童委員をはじめ、民間事業者を含めて多様な形態で実施されています。

市民の利用する相談窓口としては、「市福祉事務所や健康増進センター」が27%と最も多く、次に「結城市社会福祉協議会」が18%等の状況です。これらの利用者の満足度は「市福祉事務所や健康増進センター」が80%、「結城市社会福祉協議会」が70%で比較的高くなっています。なお、「相談したいが、窓口がわからない」という人が2%います。

窓口来庁者や電話での相談者に対して担当課・係等への連携に努めていますが、今後も、初期相談の窓口相互間の迅速・適切な連携、すべての相談窓口での親切な対応姿勢が重要です。

また、児童の不登校、子育て中の母親や成人・高齢者の孤立・引きこもり等については、本人・家族等からの電話相談や窓口への来庁相談とともに、家庭への訪問支援も有効な方法となっており、今後、茨城県の「ひきこもり相談支援センター」や保健所・児童相談所等関係機関との連携や事業の充実を図る必要があります。

### 施策の方向

- ①各種相談窓口の連携・強化を図り、初期相談の多様なニーズに対応できるようにします。また、適宜、専門的・分野別の相談対応が必要な場合には、関係機関等との連携・協力による迅速な対応を図るためネットワークを構築します。
- ②各種の相談機関や相談員に、市民に「親しみやすい」相談業務を行うよう周知するとともに、相談員の相互交流や研修会により相談員の質の向上を図ります。

### 重点事業

- |  |                     |                                     |
|--|---------------------|-------------------------------------|
| 1-2-1  | <b>初期相談窓口の連携・強化</b> | 社会福祉課・介護福祉課・地域包括支援センター・子ども福祉課・保険年金課 |
| <p>●初期相談の窓口の連携・強化を図ります。また、保健・医療・福祉等に関わる各相談員や相談機関等（窓口含む）のネットワークを構築し、市民の困りごとや要望に、迅速に対応できるようにします。</p> |                     |                                     |

1-2-2	<b>相談業務の質の向上</b>	社会福祉課・介護福祉課・地域包括支援センター・子ども福祉課・保険年金課
	●親多種多様な相談に応じるため研修会等を実施し、相談の質の向上に努めます。	
1-2-3	<b>民生委員・児童委員の活動促進</b>	社会福祉課・社会福祉協議会
*	●民生委員・児童委員の活動促進を図り、地域住民の身近なところでの相談業務を充実します。	
1-2-4	<b>地域包括支援センター・総合相談支援</b>	地域包括支援センター
*	●介護に関する相談や健康、福祉、医療、生活に関することなど、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等が応じ、介護保険やその他のサービス・制度の利用につなげていく支援を行います。	
1-2-5	<b>在宅介護相談センター</b>	介護福祉課
*	●3か所の在宅介護相談センターでは、地域に密着した身近な相談窓口として、高齢者や家族などからの介護に関する相談対応や安否確認・見守りなどを行います。	
1-2-6	<b>障害者相談支援事業</b>	社会福祉課
*	●障害のある人や家族を対象に相談事業を実施し、地域で生活する際に総合的な支援を行います。	
1-2-7	<b>地域子育て支援センター</b>	子ども福祉課
*	●3か所の子育て支援センターで、電話や来所で子育てに伴う悩みや不安等の相談に対応します。	
1-2-8	<b>家庭児童相談室</b>	子ども福祉課
*	●家庭内での健全な児童の養育、その他児童の福祉向上のため、相談員2名による相談・指導を行います。	
1-2-9	<b>いじめ相談</b>	指導課
*	●フレンド「ゆうの木」(適応指導教室)は、小・中学生を対象に学校生活に適應できるように相談・支援を行いますが、「いじめ」についての相談にも対応します。	
1-2-10	<b>健康相談</b>	健康増進センター
*	●健康増進センターでは、乳幼児の健康・栄養相談、成人の健康づくり相談などに対応します。	
1-2-11	<b>こんにちは赤ちゃん事業</b>	健康増進センター
*	●生後4か月までの乳児の全家庭を訪問し、子育てに伴う悩みや心配事に対する支援、情報提供を行い、必要な場合は継続的に養育支援を行います。	
1-2-12	<b>ふれあい総合相談</b>	社会福祉協議会
*	●高齢者等、市民の方々が日常生活で抱える各種の不安・問題に対し、弁護士等の専門家をはじめとした相談員による相談支援を行います。	

## 市民の取り組み

地域福祉推進役	取り組み
民生委員・児童委員	○住民の多様な相談に適切に対応できるように、相談力量の向上に努めるとともに、必要な最新の情報収集を行います。
社会福祉協議会	○ふれあい総合相談の充実に努め、相談力量の向上を図り、必要な研修や相談員同士の交流を行います。
サービス事業者	○サービスを提供する事業者として、利用者や家族からの相談を通じた苦情や意見を受け止め、適切に対応します。

## 3 福祉サービス利用援助事業の実施

### 現状・課題

社会福祉協議会では、認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない人が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、有料で福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」を実施しています。

判断能力が不十分な人を支援するために、民法では成年後見制度を定めています。本市では、この制度を利用しやすくするために、利用支援事業を実施しています。

このほか、地域包括支援センターでは、地域支援事業の一環として、高齢者の虐待防止や権利擁護のための事業を含めて総合的な相談援助等を行っています。

今後も、認知症高齢者等判断能力が十分でない人が地域で在宅生活を安心して送れるように、生活の総合的な支援とともに、福祉サービスを円滑に利用できるように事業の充実が必要です。

注：成年後見制度

法定後見には本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3種類があり、家庭裁判所の審判で後見人（保佐人、補助人）が決定され開始されます。このほか、判断能力が十分なうちに契約（公正証書）で後見人を定めておく任意後見があります。

### 施策の方向

- ①判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用促進、日常生活の自立を支援するために、成年後見制度の利用を推進します。
- ②結城市社会福祉協議会と連携して、「日常生活自立支援事業」の利用促進を図ります。

## 重点事業

1-3-1	<b>成年後見制度利用支援事業</b>	介護福祉課
	●成年後見制度利用に伴う補助を実施します。	
1-3-2	<b>障害者成年後見制度利用支援事業</b>	社会福祉課
	●成年後見制度の利用を推進し障害者の権利擁護を図ります。	
1-3-3	<b>日常生活自立支援事業の利用促進</b>	社会福祉協議会
	●判断能力の不十分な人の福祉サービスや金銭管理等日常生活を支援する「日常生活自立支援事業」の利用促進を図ります。	

## 市民の取り組み

地域福祉推進役	取り組み
自治会・住民	○日頃から近隣同士の交流を深め、支援を必要とする人を見逃さない関係を築きます。
民生委員・児童委員	○地域の判断能力の十分でない方に気づいたら、福祉サービスの利用援助が必要な方に、事業の利用を進めます。
社会福祉協議会	○日常生活自立支援事業の広報に努め、必要な方には、適宜、事業の利用を進めます。 ○虐待防止や認知症など権利擁護について、理解を深めその周知に努めます
サービス事業者	○事業活動の中で、必要な方には、福祉サービス利用援助事業の周知に努め、適宜、事業の利用を進めます。

## 4 低所得者へのサービス利用料等軽減

### 現状・課題

介護保険制度によるサービス，障害福祉制度によるサービスや自立支援医療，保育サービス等，福祉サービスを利用する際には，それぞれサービスごとに設定されている利用料を支払うことになっています。

福祉サービスを利用したい希望があっても，所得の低い人は，サービスの利用をしないか，サービス量を抑制する場合があります。このようなことを防ぎ，必要なサービスを必要な人が円滑に利用できるようにすることが必要です。

当市においては，所得の低い方に対して，それぞれサービスごとに利用料の減免等を行い，負担軽減を図っています。

### 施策の方向

- ①低所得の人が必要な福祉サービスの利用抑制をしないように，市独自の軽減方策を継続します。
- ②各種軽減措置の周知とともに，それぞれの福祉サービスの利用現状に即して充実を図ります。

### 重点事業

1-4-1	<b>在宅サービス低所得利用者負担軽減事業</b>	介護福祉課
	●訪問入浴，通所介護，訪問介護（新規）サービスを利用する低所得者（非課税世帯）に対し，経済的負担の軽減を図ります。	
1-4-2	<b>保育料の減免事業</b>	子ども福祉課
	●低所得者，母子世帯，在宅障害児（者）のいる世帯等に対し，徴収基準額をおさえた保育料基準表を該当させ経済的負担の軽減を図ります。	
1-4-3	<b>障害者地域生活支援事業低所得者利用料負担軽減事業</b>	社会福祉課
	●地域生活支援事業において，サービスを利用する低所得者に対し，経済的負担の軽減を図ります。	

### 市民の取り組み

地域福祉推進役	取り組み
民生委員・児童委員	○所得が低いいため福祉サービスの利用抑制をする人がいないように，利用料軽減方策等の必要な情報提供や相談業務を行います。
サービス事業者	○福祉サービスの利用相談の中で，必要な人に利用料軽減方策等の周知を図ります。

## 基本目標2 住み慣れた地域で 生涯暮らせる福祉のまちづくり

地域福祉の担い手の活動振興を図るとともに、地域福祉推進機関の充実を促進し、福祉事業を中核として保健・医療等各種事業の連携やネットワーク化、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの連携を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

また、福祉サービスの提供にあたっては、サービスの質の向上を図り、利用者本位の福祉サービスの充実を図ります。

地域福祉は、当市で行われている全ての福祉サービス・福祉事業のことですが、保健医療をはじめ、まちづくり事業等他の分野の事業とも密接に関連しており、行政機関や民間事業者等多様な担い手によって推進されています。

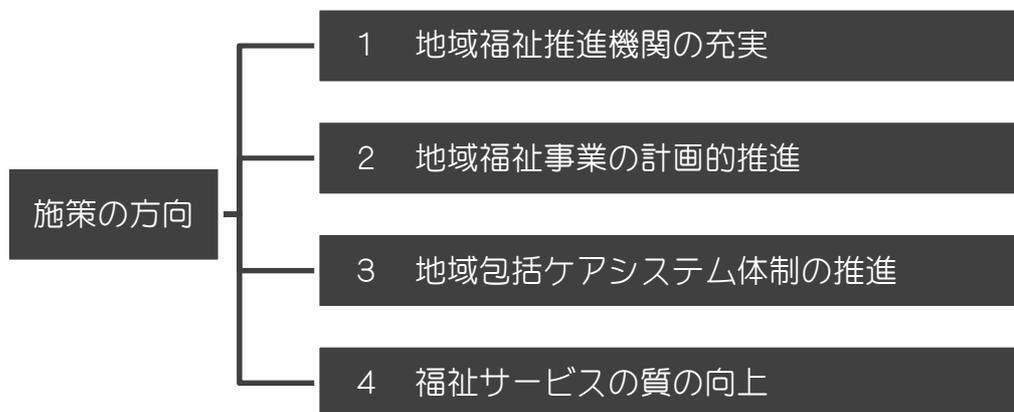
今後も、各種サービスの計画的推進により、量質ともに充実した全般的なサービスの提供体制の整備を図り、総合的な地域包括ケア体制を構築することが必要です。これらのサービスの提供にあたっては、「福祉サービスの提供の原則」に基づくことが求められます。

注1：地域包括ケアシステム

介護保険制度では、高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、公的サービスのみならず、多様な社規資源を本人が活用できる体制づくりです。

注2：福祉サービスの提供の原則（社会福祉法第5条）

社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。



# 1 地域福祉推進機関の充実

## 現状・課題

地域福祉を推進するためには、行政機関、地域団体、事業者、ボランティアや個人等の福祉の担い手づくりへの支援を図ることが必要ですが、とりわけ、民間部門で地域福祉推進機関として法的にも位置付けられている結城市社会福祉協議会及びその他の社会福祉法人、民生委員・児童委員、地域包括支援センター・在宅介護相談センターなどは、地域福祉の推進機関としての役割を果たすことが求められます。

なお、これらの機関についての市民の認知度は、結城市社会福祉協議会が26%、民生委員・児童委員が33%、地域包括支援センターが10%となっており、いずれも平成19年より高くなっています。

## 施策の方向

- ①結城市社会福祉協議会等地域福祉推進機関の活動促進を図り、行政機関と地域福祉推進機関との協働・連携を推進します。
- ②地域福祉推進機関の相互連携に努め、地域福祉事業の総合的な振興により、地域ケアシステム体制の充実を図ります。

## 重点事業

2-1-1	結城市社会福祉協議会との連携・事業支援	社会福祉課・介護福祉課・子ども福祉課
	●各種福祉事業の社会福祉協議会への委託を含めた連携や人件費を負担するなど事業支援を行います。	
2-1-2	民生委員・児童委員との連携・事業支援	社会福祉課・社会福祉協議会
	●民生委員協議会への補助事業や運営業務の支援等を行います。	
2-1-3	地域福祉推進機関の相互連携	社会福祉課・介護福祉課・子ども福祉課・社会福祉協議会
*	●必要に応じて、民生委員・児童委員と自治会、事業者等との相互連携を推進します。	

## 市民の取り組み

地域福祉推進役	取り組み
自治会・住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域内で援助を必要とする住民に気づいたら、民生委員・児童委員や社会福祉協議会と協議し、必要な場合には連携して、見守り等により地域ケアシステム体制の一翼を担うように努めます。</li> <li>○民生委員・児童委員活動を理解し、協力します。</li> </ul>
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政や地域福祉推進機関等の依頼がある場合、適宜、見守り等の可能な連携に努めます。</li> </ul>
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政と連携して、主に相談業務を中心にして地域福祉事業を推進します。</li> <li>○社会福祉協議会をはじめ、自治会等地域福祉の担い手と相互に連携し、地域の情報交換・交流を推進します。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政からの委託事業や補助事業により、地域福祉の協働を推進します。</li> <li>○地域福祉活動計画に基づき、他の地域福祉推進の担い手同士の相互連携に努め、地域ケア体制の構築を図ります。</li> </ul>
サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政や地域福祉推進機関の依頼により、必要な地域ケアシステム体制の一翼を担います。</li> <li>○地域の民生委員・児童委員と連携します。</li> </ul>

## 2 地域福祉事業の計画的推進

### 現状・課題

高齢者福祉，児童福祉，障害者福祉等の主な分野別の地域福祉事業及び関連事業については，それぞれ中長期計画を策定するとともに，年度ごとの実施計画を策定して計画的に推進しています。これらの計画は，「委員会」等を設置し，事業の進捗状況の管理や評価を行い，適宜見直しを行って，理念・基本目標の達成に向けた施策の充実を図っています。

各個別計画には，計画期間が定められており，計画期間中の進行管理や最終年度では，計画の総括・評価を行うことが必要です。

### (1) 福祉計画の推進

#### 施策の方向

- ①対象分野別の個別計画を推進し，進捗状況の点検・評価を行い，適宜，見直しを行います。
- ②計画期間最終年度においては，計画の理念及び目標達成状況についての総括・評価を行います。

#### 重点事業

2-2-1	地域福祉計画推進事業	社会福祉課
	●「ゆうきの地域福祉計画」に基づき，事業を推進します。	
2-2-2	高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進事業	介護福祉課・地域包括支援センター
	●「結城市高齢者プラン21」(結城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)に基づき，事業を推進します。	
2-2-3	次世代育成支援後期行動計画推進事業	子ども福祉課
	●「結城市次世代育成支援行動計画」に基づき，事業を推進します。	
2-2-4	障害者福祉計画推進協議会事業	社会福祉課
	●「結城市障害者プラン」に基づき，事業を推進します。	
2-2-5	結城市地域福祉活動計画推進事業	社会福祉協議会
	●「結城市地域福祉活動計画」に基づき，事業を推進します。	

## (2) 高齢者福祉・介護保険

### 施策の方向

高齢者福祉は、「結城市高齢者プラン2 1（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」に基づき、事業を推進します。この計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しており、高齢者の生活や健康・介護等を総合的に推進するものとなっています。

#### ①いつまでも安心して暮らせる地域づくりの推進

##### ○地域包括ケアシステムづくりの推進

高齢者のニーズや身体等の状態に応じて、医療・介護・福祉などのサービスを継続的に提供する地域包括ケアシステムを構築します。

##### ○認知症対策の推進

認知症に対する市民の理解を深め、早期発見、進行予防の取り組みを進めます。

##### ○高齢者の尊厳の保持

さまざまなネットワークを活用し、高齢者虐待や消費者被害を未然に防ぐ取り組みを推進します。

##### ○安全・安心な環境づくりの推進

高齢者の生活環境の整備や交通安全対策の推進、災害時に迅速な対応が取れる防災体制の整備、防犯対策の充実を進めます。

#### ②みんなで取り組む介護予防・生きがいづくりの推進

##### ○介護予防の推進

参加しやすく継続できる介護予防事業の充実に努めるとともに、二次予防事業対象者の把握を適切に行い、要介護状態への悪化を予防する効果的な介護予防事業への参加を勧めます。

##### ○生きがい対策の推進

高齢者ひとり一人が、自らの経験と知識を活かしながら積極的な社会参加ができるよう、生きがいづくり対策の充実を図ります。

#### ③介護サービスの充実

##### ○介護サービス基盤の整備

高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、要介護者のニーズに柔軟に対応できるサービス体制の充実を進めます。

##### ○介護保険事業の円滑な運営

必要な財源の確保に努め、円滑な要介護認定を進めるとともに制度の普及啓発や低所得者対策の充実により、介護サービス利用を促進します。

○介護サービスの適正な提供

制度の信頼性確保のため、人材の育成と専門性の向上を進めます。また、介護給付適正化事業の強化を図り、利用者への相談・苦情対応の充実に努めます。

## (3) 児童福祉

### 施策の方向

児童福祉事業は、「結城市次世代育成支援行動計画」に基づき、事業を推進します。

①子育てネットワークの充実

○子育てに関する情報提供やサポート体制の整備など、地域における子育て支援機能の充実に努めます。

②保育環境の充実

○保護者が自分らしく安心して子育てができる環境を整備します。

○民間保育所における保育内容を充実し、保護者のニーズに応じた保育サービスを目指します。

③子育て家庭への支援

○放課後や夏休みなどの長期休業中、児童に安全で安心な居場所を提供し、のびのびとすこやかに育つ環境を整備します。

○子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、子どもの権利を守るための施策を充実させ、安心して子どもを産み育てることのできるまちを目指します。

④児童虐待防止

○市民の児童保護に対する理解を深め、児童虐待の早期発見・早期対応を実現するケア体制を整備します。

## (4) 障害者福祉

### 施策の方向

障害者福祉は、「結城市障害者プラン」に基づき、事業を推進します。

①障害者福祉の充実

○障害のある人とその家族の暮らし生涯にわたり見守っていくために保健・医療・福祉サービスの充実に努め、障害のある人とその家族が、心身ともにいつまでも、自分らしく、地域で暮らし続けることのできる社会を推進します。

②社会参加と自立支援の充実

○障害のある人の生活基盤を支える就労機会の拡充と社会参加を推進し、障害によって左右されることなく、障害のある人が自ら望む生き方を実現できる社会を推進します。

③障害のある子どもの教育・療育の充実

○教育・療育環境の充実に取り組み、障害のある人もない人もひとり一人の人権が尊重され、お互いを支え合う地域づくりを進める中から、安心かつ安全に暮らすことの喜びや人の役に立つ喜びが、みんなの心に育まれる社会を推進します。

## (5) 生活自立・経済的支援

### 施策の方向

- ①児童の健全育成，障害のある人の自立等のため，経済的支援を行います。
- ②一人親家庭への支援，生活保護受給者や低所得者への支援事業を実施します。
- ③経済的に困窮している小中学校児童の家庭に対して就学支援を行います。

### 重点事業

2-2-6	各種手当の支給	社会福祉課・子ども福祉課・ 介護福祉課
	●児童の養育者，ひとり親，寝たきり高齢者，障害者等に対し，手当支給による支援事業を行います。（児童手当，児童扶養手当，特別障害者手当等）	
2-2-7	貸付事業	子ども福祉課・社会福祉協議会
	●生活困窮者，母子等に対し，生活費等の小口資金貸付，生活福祉資金貸付事業を行います。	
2-2-8	生活保護事業	社会福祉課
	●生活に困窮する市民に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するため，困窮の程度により必要な保護を行い，自立の促進を図ります。	
2-2-9	就学援助	学校教育課
*	●経済的な理由により，学用品等の購入費や学校行事の参加に必要な費用の支出が困難な家庭に対して援助を行います。（要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度）	

## (6) 援護事業

### 施策の方向

- ①戦傷病者・戦没者遺族に対する援護事務や平和を尊ぶ事業を実施します。

## 重点事業

2-2-10 戦傷病者・戦没者遺族に対する援護事務 社会福祉課

●戦傷病者及び戦没者等の遺族に対する援護として各種給付金、弔慰金の請求案内・指導や恩給等の制度案内、戦傷病者特別援護法に関する事務を行います。

2-2-11 平和を尊ぶ事業 社会福祉課

●これまでの大戦において亡くなられた方々に対し追悼の意を表し、平和を祈念する事業として、結城市戦没者追悼式を開催します。

## 市民の取り組み

地域福祉推進役	取り組み
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各分野で実施されている事業について、自ら学習するとともに、研修の場に積極的に参加し、その知識と情報を相談業務に活用します。</li> <li>○サービスを必要としている人（必要としていることが推量される人）に対して、相談対応を行い、適宜、行政や社会福祉協議会等必要な地域福祉推進機関につなぎます。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地域福祉の推進を図ることを目的とした団体」であることを自覚し、地域福祉に係る活動の普及・推進と関係機関・団体との連携強化に努めます。</li> <li>○地域福祉活動計画に基づき、事業を計画的に推進します。</li> <li>○自ら実施しているサービス供給事業については、「サービス提供原則」に基づき、利用者本位の適正な運営に努めます。</li> </ul>
サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域に根ざす事業者として、地域における社会資源であることを認識し、地域福祉の担い手であることを自覚します。</li> <li>○自ら実施しているサービス供給事業については、「サービス提供原則」に基づき、利用者本位の適正な運営に努めます。</li> </ul>

### 3 地域包括ケアシステム体制の推進

#### 現状・課題

脳血管疾患等の疾病や事故などからの自立・社会復帰にあたって、医療機関でのリハビリテーションに加えて、回復の状態によっては、介護保険サービスや障害福祉サービス、その他の福祉サービス等の利用が必要となります。このため、治療から回復期、維持期、さらには状態の安定以降も連続的に一貫して支援が実施される包括的なケアマネジメント体制の充実を目指しています。

また、地域での在宅生活を安心して継続するために、身近なところでの軽いリハきる地域拠点の整備が必要となっています。

高齢者や障害のある人が在宅生活を安心して送れるように、保健・医療・福祉の関係者によって組織された在宅ケアチームは、平成23年度で164チームに上ります。今後も、こうした地域ケアシステムの拡充が求められます。

#### 施策の方向

- ①地域ケアシステム機関等の連携によるネットワークを構築するなど総合的なケア体制の充実を図り、要介護者の在宅での自立生活と社会参加を支援します。
- ②地域ケアシステム推進事業の拡充を図り、専門職相互の連携、さらにはボランティアを含めた地域の社会資源を統合、ネットワーク化し、高齢者等を継続的かつ包括的にケアする体制の整備に努めます。

#### 重点事業

2-3-1	地域ケアシステム推進事業	社会福祉協議会
*	●地域包括支援センター・在宅介護相談センター、健康増進センター、介護や医療、障害福祉等のサービス提供事業者などの連携の強化を図り、地域ケアシステム推進事業を推進します。	
2-3-2	地域包括支援センターのケアマネジメント	介護福祉課・ 地域包括支援センター
*	●主に高齢者を対象に、介護予防ケアマネジメントをはじめ、包括的・継続的なケアマネジメント業務を推進します。	
2-3-3	居宅介護支援・介護予防支援	介護福祉課
*	●要支援・要介護認定者のケアマネジメントを実施するケアマネジャーの業務の充実を図ります。	

2-3-4 障害者・計画相談支援

社会福祉課

- \* ●障害福祉サービス等の利用者に対する計画相談支援を行い、地域での自立生活を支援します。

市民の取り組み

地域福祉推進役	取り組み
自治会・住民	○自治会内で、援護を必要とする人（必要と思われる人）の情報を把握したら、必要な場合は、民生委員・児童委員や社会福祉協議会につなげるようにします。
ボランティア	○ふれあい電話やふれあい給食等のボランティア活動の中で、援護を必要とする人（必要と思われる人）を把握したら、適宜、行政及び社会福祉協議会につなげます。
民生委員・児童委員	○援護を必要とする人の情報を把握したら、地域ケアシステムの対象者の是非を検討します。 ○必要な場合は、自ら在宅ケアチームのメンバーとなります。
社会福祉協議会	○地域ケアコーディネーターは、援護を必要とする人の情報の把握に努め、地域ケアシステムの迅速な稼働、状況に応じて適切な継続的見直しを行います。 ○地域ふれあいネットワークの構築を検討します。
サービス事業者	○サービスの提供を通して、対象者の地域での自立した生活や社会参加を促進できるように、総合的な支援体制の一翼を担うように努めます。 ○居宅介護支援事業者は、地域のインフォーマルサービスを含めた総合的な情報の収集・把握に努め、要援護者の包括的なケア体制の構築を図ります。

## 4 福祉サービスの質の向上

### 現状・課題

福祉サービス事業者は、自ら福祉サービスの質の向上を図ることが求められています。事業者は、サービス利用者のニーズを把握し、その実現に努め、事業者自らが積極的に情報の公開を行うとともに、客観的な事業評価を受けるため、第三者評価事業を実施することが必要です。

また、福祉サービス事業者には、利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備することが、社会福祉法等の法令で定められています。

福祉サービスに関わる利用者等の苦情は、基本的には、事業者と利用者双方の当事者段階で解決されるものですが、事業者が誠実に対応しなかったり、利用者が納得できない場合には、行政機関や社会福祉協議会の相談窓口をはじめ、福祉サービス運営適正化委員会や茨城県国民健康保険連合会の窓口等の苦情処理対応機関での対応が必要になります。

注1：福祉サービスの質の向上のための措置等（社会福祉法第78条）

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

注2：社会福祉事業の経営者による苦情の解決（社会福祉法第82条）

社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

### 施策の方向

- ①福祉サービス事業の質の向上を図るために、市内事業者に対し、茨城県の推進する福祉サービス第三者評価事業を受審するように促進します。当面、公的福祉サービスは率先して受審するように図ります。
- ②福祉サービスの利用者等からの苦情や意見等については、適切に処理するように周知を図ります。

### 重点事業

2-4-1 福祉サービス第三者評価推進事業 社会福祉課・介護福祉課

●福祉サービス事業者、特に公的機関は率先して、自らのサービスの質の向上を目指して、茨城県の推進する福祉サービス第三者評価事業を受審するように図ります。

- 2-4-2 **福祉サービス苦情・意見の窓口等の広報** 社会福祉課・介護福祉課  
 ●福祉サービス利用者等に苦情や意見の受付・相談窓口の周知を図り  
 ます。
- 2-4-3 **社会福祉法人監査指導** 社会福祉課・介護福祉課・  
子ども福祉課  
 \* ●主たる事務所が市内にある社会福祉法人で、業務が市の区域を超えない  
 ものについて、法人設立認可、法人運営に係る各種認定・承認・届出受理  
 等や指導検査等を市が行います。

## 市民の取り組み

地域福祉推進役	取り組み
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉協議会自ら提供する福祉サービスについては、民間の福祉サービス事業者として率先して第三者評価事業の受審を図ります。</li> <li>○社会福祉協議会内部に、サービス利用者の苦情や意見を受け付ける窓口等を設置し、適切な解決方策の対応を図る体制を整備します。</li> </ul>
サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自ら提供する福祉サービスについては、利用者本位の立場から、サービス質の向上を不断に目指します。</li> <li>○福祉サービス事業者として、第三者評価事業を受審するように努めます。</li> <li>○サービス利用者の苦情や意見に適切に解決する体制を整備します。</li> </ul>

## 基本目標3 住民参加で ふれあいのあるコミュニティづくり

地域における生活課題や福祉課題の解決に向けて、ボランティア活動や地域活動などを通じた市民の自主的な地域福祉活動を促進します。

また、思いやりと助け合いのこころとあらゆる市民の人権尊重の気風に満ちた新しい福祉文化を創造する地域コミュニティづくりを市民と行政の協働により推進します。

障害のある人や高齢者・子ども・妊婦などにとって住みよい地域社会とは、一切の障壁のないバリアフリーのまちです。あらゆる面でバリアフリーの地域社会が、障害のある人も障害のない人も共に暮らせる真の共生社会といえます。

年齢や障害の有無にかかわらず誰もが健康で安心・安全に暮らしやすいバリアフリーのまち、災害時でも安全な地域支援のあるまちづくりを推進します。

また、虐待や暴力のないまち、コミュニケーションが不得手なため孤立化する人のないまち、認知症になっても安心して暮らせる仕組みのあるまち、お互いの個性と人権を尊重しあい、支え合い・助け合いのこころを持って行動できるような地域社会づくりを進めます。

注：バリアフリー

高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。（障害者基本計画）



# 1 安心・安全・共生のまちづくり

## 現状・課題

バリアフリーの生活環境についての市民の満足度は23%、不満度は47%で、地域福祉施策の中で最も課題のあるテーマとなっています。道路や公共施設等のバリアフリー化については、新設や改修整備にあたって設計・企画段階からユニバーサルデザインの基本視点により取り組まれていますが、既存施設については、バリアフリー化が進展していない現状があります。

身近な地域を見渡して、どこに、だれにとって、どのような障壁があるか、点検評価を加えてバリアフリーのまちを実現することは、引き続き重要な課題です。

地域の犯罪の危険からの安全について、安全と思う人は68%で、危険と思う人は27%です。また、実際に犯罪の危険にあった人(家族を含めて)は11%に上ります。昨今では、高齢者や障害のある人を狙った消費者犯罪や詐欺犯罪の増加、子どもが犯罪の被害にあう危険な状況もあることから、犯罪の危険のない安心して、安全に暮らせるまちづくりは、地域住民だれにとっても重要な課題となっています。

注：ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。(障害者基本計画)

## 施策の方向

- ①行政施策の推進にあたって、ユニバーサルデザインの視点を基本に、あらゆる面からバリアフリーの実現を図るように努めるとともに、地域団体や民間事業者等においても普及を図ります。具体的には、茨城県の「いばらきユニバーサルデザイン推進指針」、「同 情報ガイドライン」及び「茨城県人にやさしいまちづくり条例」に準拠して施策を推進します。
- ②公共施設などの案内表示については、誰にでもわかりやすいように表示するよう努めます。また、わかりやすい行政文書作成に心がけます。
- ③交通事故や犯罪のない安心して生活できる地域づくりを、行政と地域住民の協働で進めます。

注1：「いばらきユニバーサルデザイン推進指針」(平成18年2月策定)

高齢者、障害者などすべての人の暮らしやすさを目指して、住民、NPO、企業、行政等の多様な主体がユニバーサルデザインに取り組むガイドライン。

注2：「いばらきユニバーサルデザイン・情報ガイドライン」(平成20年2月策定)

高齢者、障害者を含む誰もが安全で参加しやすいイベント運営を中心に、カラーユニバーサルデザイン、ホームページ作成上の配慮についてまとめたガイドライン。

注3：「茨城県人にやさしいまちづくり条例」(平成8年制定)

高齢者や障害者を含むすべての人の社会参加と安心して生活することができる地域社会の実現のために、県、市町村、事業者及び県民が相互に連携し、一体となって取り組んでいこうとする条例で、特に多くの人が利用する公共性の強い施設等の整備改善や、ひとにやさしい心の醸成等について推進しようとするものです。

## 重点事業

3-1-1	<b>ユニバーサルデザインの普及</b>	社会福祉課・総務課
*	●「いばらきユニバーサルデザイン推進指針」,「同 情報ガイドライン」及び「茨城県人にやさしいまちづくり条例」について, 庁内及び市内民間事業者への普及に努めます。	
3-1-2	<b>防犯意識の高揚・防犯体制の整備</b>	防災交通課
	●防犯意識高揚のための広報活動の充実, 地域ごとの防犯サポーターの支援・充実を図ります。	
3-1-3	<b>消費者対策の推進</b>	消費生活センター
	●消費者意識の高揚, 啓発広報, 相談業務を推進します。	
3-1-4	<b>子どもを守る 110 番の家の登録推進</b>	生涯学習課
*	●子どもが緊急時に避難できるように通学路や遊び場近くに 110 番の家のステッカーを貼り, 子どもを保護する家庭の登録事業を推進します。	

## 市民の取り組み

地域福祉推進役	取り組み
自治会・住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域内で, 高齢者や障害のある人が社会参加や地域活動を行うにあたって, 特に障壁となっていることに注意し, 自治会内で協議を行うとともに, 行政機関につなげます。</li> <li>○地域内で, とりわけ児童・青少年等に影響を与える危険性のある地域環境や犯罪の危険性に注意し, 適宜, 自治会内で協議を行うとともに, その情報を青少年相談員や行政機関につなげます。</li> <li>○小学校の「地域安全マップ」の作成に協力します。</li> <li>○地域内の犯罪の防止・予防に努め, 地域住民みんなの協力により, 安全な地域づくりを進めます。</li> </ul>
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域防犯ボランティアパトロールの活動を推進し, 地域内での防犯活動を率先して行います。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ユニバーサルデザインを推進するために, 啓発や情報の提供に努めます。</li> </ul>

## 2 災害時要援護者支援対策

### 現状・課題

災害時に援護を必要とする人の情報についてのアンケートでは、「本人の了承があれば隣近所等一定の範囲で情報は知られていてもよい」が27%で最も多く、次に「町内会では、要支援者の情報を持っていて役立ててほしい」が23%、「本人や家族が、事前に支援を申請しておけばよい」が21%となっています。

「名簿」の登録事業は進展していますが、「災害時要援護者」が安全に避難することができるように、個別「避難支援プラン」の作成をはじめ、一定の範囲での情報の共有など事前に対策を講ずることが重要な課題となっています。

また、実際に災害が発生した後においても、援護を必要とする人が安心して避難生活を継続できるような対策が必要です。

注：災害時要援護者

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられています。

### 施策の方向

- ①災害時要援護者支援対策として、情報の伝達体制の整備、要援護者情報の活用、具体的な避難支援プランの策定や避難訓練の実施、避難所対策、関係機関等の連携について、地域防災計画に基づき、総合的な対策を講じます。
- ②福祉避難所運営マニュアルの整備を検討します。
- ③災害時要援護者の避難訓練への参加を促進し、ニーズを把握するとともに、名簿の見直しやマニュアルの更新に活用します。

### 重点事業

3-2-1	災害時要援護者名簿作成事業	社会福祉課・介護福祉課
	●災害時の救済等に役立てるため要援護者を名簿に登録するとともに、適宜、見直しを行います。	
3-2-2	災害時要援護者「避難支援プラン」の作成	社会福祉課
	●災害時要援護者支援対策要綱により、要援護者名簿ごとに「避難支援プラン」を作成します。	
3-2-3	福祉避難所運営マニュアルの作成	社会福祉課
*	●「福祉避難所設置運営に関するガイドライン」に基づき、運営マニュアルの作成を検討します。	

3-2-4	<b>社会福祉協議会地域災害救援支援計画の推進</b>	社会福祉協議会
*	●「地域災害救援支援計画」(平成25年度改定)により, 市との連携の強化とともに, 実地訓練及び災害時の支援体制整備を進めます。	
3-2-5	<b>防災ボランティアの養成</b>	社会福祉課・社会福祉協議会
*	●災害時に積極的に活動する防災ボランティアを計画的に養成します。	

## 市民の取り組み

地域福祉推進役	取り組み
自治会・住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新しく援護を必要とする人の情報を把握したら, 本人に「名簿」の登録を勧めるとともに, 行政につなげます。</li> <li>○災害時には, 「名簿」登録の有無にかかわらず, 要援護者の安否を確認し, 適宜, 迅速に, 救助・支援を要請します。</li> <li>○個別「避難支援プラン」に基づき, 適宜, 行動します。</li> <li>○日ごろの避難訓練に, 要援護者を含めて参加に努めます。</li> </ul>
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災ボランティア講座に参加し, 防災ボランティアとしての知識と技術を学び, 実際に活用します。</li> </ul>
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新しく援護を必要とする人の情報を把握したら, 本人に「名簿」の登録を勧めるとともに, 行政につなげます。</li> <li>○災害時には, 「名簿」登録の有無にかかわらず, 要援護者の安否を確認し, 適宜, 迅速に, 救助・支援を要請します。</li> <li>○個別「避難支援プラン」に基づき, 適宜, 行動します。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地域災害救援支援計画」により, 日ごろの実地訓練, 支援体制整備を推進します。</li> <li>○防災ボランティアの養成講座を実施し, 系統的にボランティアを養成します。</li> <li>○事業活動の中で, 援護を必要とする人の情報を把握したら, 本人に「名簿」の登録を勧めるとともに, 行政につなげます。</li> <li>○災害時には, 自ら把握している要援護者の安否を確認し, 必要な場合は, 迅速に, 救援機関に救助・支援を要請します。</li> </ul>

## 3 虐待防止・人権擁護

### 現状・課題

高齢者や障害のある人，児童に対する虐待を防止するために，それぞれ虐待防止法が整備されており，事業の充実を図っていますが，アンケートでは，虐待の懸念があるという人は3%となっています。

虐待については，通報（努力）義務が市民に課されています。虐待の特徴として，虐待している本人が，虐待を自覚していないことがあるため，虐待に関わる広報周知が重要です。

さらに，家庭内での女性に対する暴力（ドメスティックバイオレンス）や学校・地域・職場等におけるセクハラ，いじめなども含めて，人権侵害は許さないという気風を地域社会に普及することが必要であり，地域に新しい福祉文化を築く一環として重要な課題です。

### 施策の方向

- ①地域における暴力や犯罪，セクハラ，いじめ，虐待などあらゆる人権侵害の行為を許さない安全なまちづくりを推進します。
- ②虐待についての広報周知活動を進めるとともに，発生予防を重視し，相談体制の強化，関係機関等との連携・協力を推進します。
- ③障害者虐待防止法に基づき，防止体制を整備し，児童虐待，高齢者虐待等含めて防止対策の充実を図ります。

### 重点事業

3-3-1	虐待防止等キャンペーンの実施	社会福祉課・介護福祉課 ・子ども福祉課
	●児童虐待防止，高齢者虐待防止，障害者虐待防止，DV防止について広報やホームページによりキャンペーンを実施します。	
3-3-2	要保護児童対策地域協議会事業	子ども福祉課
	●被虐待児童及びひきこもり児童等の要保護児童の早期対応及び啓蒙啓発活動を組織的に実施するためネットワークを構築します。	
3-3-3	地域包括支援センター・虐待防止	地域包括支援センター
*	●高齢者の虐待防止の通報，相談に対応し，高齢者の人権擁護を図ります。	
3-3-4	障害者虐待防止対策	社会福祉課
*	●障害者虐待防止法に基づき，障害のある人に対する虐待の通報，相談に対応する体制の整備，機関の設置を検討します。	

## 市民の取り組み

地域福祉推進役	取り組み
自治会・住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域内で、日頃から交流を深め、地域ぐるみで困りごとの放置しない、見逃さない関係づくりを関係機関とともに進めます。</li> <li>○地域内で、虐待の懸念があることを把握した場合には、速やかに、対応機関に通報します。</li> </ul>
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア活動を通して、孤立している介護者等を把握した場合は、相談機関等に情報を提供するなどの対応を行います。</li> </ul>
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特に、高齢者や障害のある人の介護者や子育て中の母親等の孤立化に注意し、適宜、相談機関やサービス事業等について助言・指導を行い、虐待の発生予防に努めます。</li> <li>○虐待の懸念がある場合には、速やかに、対応機関に通報します。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業活動を通して、虐待の懸念がある人を把握した場合には、速やかに、対応機関に通報するとともに、地域ケアシステムでの対応協議を検討します。</li> </ul>
サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業活動を通して、孤立している介護者等を把握した場合は、相談機関等に情報を提供するなどの対応を行います。</li> </ul>

## 4 ボランティア活動の振興

### 現状・課題

現在、ボランティア活動に参加している人は8%ですが、以前の経験者を含めるとボランティア活動の参加経験者は合計で31%です。また、今後の参加希望については、機会があれば参加したいという人を含めて65%に上ります。これまで参加したことがない人でも、今後、機会があれば参加したいという人は60%です。

ボランティア活動への参加希望者のすそ野が広がっており、ボランティア活動振興の基盤は相当な厚みがあることが示されています。

これまでボランティア活動に参加しなかった人にその理由を聞くと、「誘いやきっかけがなかった」という人が32%で最も多くなっています。このような人にボランティア活動への適切な導入を図り、ボランティア活動への参加意欲を現実化するための具体的なプログラムが必要です。

### 施策の方向

- ①結城市社会福祉協議会のボランティア育成・交流等の振興方策を促進するとともに、特に福祉分野における当市のボランティア活動全体の交流・振興を図り、総合的なボランティア活動振興プログラムを策定します。
- ②在宅福祉サービスセンター・子育てサポーター制度等の有償福祉サービス活動やボランティア活動・NPO活動等の振興を含めて多様な地域福祉事業への住民参加の促進を図ります。
- ③市民活動を総合的に推進するため、様々な情報収集・発信や活動・交流の拠点として市民活動支援センターを開設し、積極的に市民活動を支援します。

### 重点事業

3-4-1	<b>ボランティア育成事業</b>	社会福祉協議会
	●ボランティア知識の向上を図り、各種講座の開催、研修会の参加を進め、支援及び指導等を実施します	
3-4-2	<b>ボランティアサークル育成・活動支援</b>	社会福祉協議会
	●ボランティアサークルの育成・活動支援とともに、結城市ボランティア連絡協議会の育成・活動助成を行います。	
3-4-3	<b>ボランティア協力校の指定及び育成事業</b>	社会福祉協議会
	●市内小中高の児童生徒を対象に福祉への理解と関心を高めるため、ボランティア協力校に指定し、活動支援を行います。(計15校指定済)	

3-4-4	<b>ボランティア派遣事業</b>	社会福祉協議会
	●聴覚障害者や行政機関からの依頼に応じて、社協登録のボランティアを派遣します。	
3-4-5	<b>地域福祉事業のボランティア活動振興支援</b>	社会福祉課・社会福祉協議会
	●在宅福祉サービスセンターの会員登録事業や、ふれあい電話、友愛訪問事業、ふれあい給食サービス等地域福祉事業におけるボランティア活動・NPO活動の振興を支援します。	
3-4-6	<b>ヤング・ジュニアボランティア活動の支援</b>	生涯学習課
*	●中学校・高等学校と連携して、生徒達のボランティア活動を支援します。	
3-4-7	<b>ボランティアサークル交流サイト</b>	生涯学習課・社会福祉協議会・市民活動支援センター
*	●ボランティア連絡協議会やゆづきボランティアネットワーク、その他のボランティアサークル等の活動内容の紹介・交流のためのホームページを開設し、活動の振興を検討します。	

## 市民の取り組み

地域福祉推進役	取り組み
自治会・住民	○地域の要援護者の見守りや声かけ等ボランティア活動の一環として位置付けて、身近な地域の住民に参加を呼びかけるように努めます。
ボランティア	○ボランティア養成講座に参加し、サークルに加入またはサークルを組織し、ボランティア活動に参加します。 ○既存のボランティアサークルでは、活動内容の積極的な紹介やサークル同士の交流を行い、地域住民に加入促進を図ります。
社会福祉協議会	○ボランティア連絡協議会の事業運営を行うとともに、系統的にボランティアの養成、活動への参加促進等を行います。 ○ボランティアサークルの活動内容の紹介やサークル同士の交流ができるようにホームページ等の工夫を行います。 ○ボランティアをしたい人、必要としている人の調整などのコーディネートの実施を図ります。
サービス事業者	○自ら提供するサービス事業に関わるボランティアサークル等を把握し、インフォーマルサービスとの連携を図り、利用者支援を充実します。

## 5 地域福祉の担い手づくり

### 現状・課題

ボランティア活動の振興をはじめ、福祉についての理解を広めるための広報周知、学校における福祉教育、高齢者や障害のある人との交流等の活動は、地域福祉推進の担い手を裾野から広げています。また、助け合い活動の一環である共同募金は、地域住民の福祉意識の表れとして重要な活動です。

福祉に対して93%に上る多数の市民が関心を示しており、この市民の福祉意識の維持・向上を図って今後の地域福祉を推進することが必要です。

地域では、自治会をはじめ、自主防災組織、老人クラブ、子ども会、PTA、社会福祉協議会の支部などさまざまな機関・団体、事業所、学校、サークル等が、それぞれの目的をもって住民の参加により活動を行っています。これらの地域活動は地域住民相互の親睦・交流を深めるものとなっています。

住民同士のふれあいの場（住民同士が気軽に集まり、お茶のみ会、娯楽・レクリエーションや地域活動等を行う場）については、40%の住民が求めています。また、助け合い活動の一環として要援助者への「安否の声かけ」を70%以上の方が挙げています。

住民主体の地域福祉をさらに推進するためには、住民同士の日常的なご近所づきあいから、もう少し深いふれあい活動を発展させることが課題といえます。

### 施策の方向

- ①「こころ」のバリアフリーについて、啓発活動を推進します。また、市民の福祉への理解と福祉意識の普及・向上をめざして、福祉教育や福祉交流、啓発・広報等の活動を充実します。特に、子どもと高齢者等の世代間、障害の有無、男女、外国人の異文化等、違いを超えて共生の意識の向上を図ります。
- ②地域行事や地域活動に地域住民の参加・交流を促進するように、広報やホームページ等の活用を図ります。
- ③住民参加の地域福祉推進拠点として、「たまり場」のモデル推進を検討します。
- ④地域の支え合い活動の一環として、要援助者への住民参加による見守り・支援体制づくりを推進するため、参加住民の研修事業を検討します。

## 重点事業

3-5-1	<b>市広報による福祉意識啓発</b>	社会福祉課・地域活動支援センター
*	●市広報による福祉情報や男女共同参画に関する情報提供，出前講座の実施等を通して，福祉意識の啓発を図ります。	
3-5-2	<b>豊かな心の育成</b>	学校教育課
*	●学校教育の中で人権教育や豊かな心の育成を図り，地域において福祉意識を持った次世代の地域福祉の担い手を育成します。	
3-5-3	<b>国際交流友好協会への支援</b>	企画政策課
*	●国際交流事業の実施，外国人に対する日本語習得支援ボランティア団体への支援を行います。	
3-5-4	<b>ノーマライゼーション理念の普及推進</b>	社会福祉課・学校教育課・ 社会福祉協議会
	●障害者週間，共同募金期間などのイベント実施，福祉体験学習等の事業と連携し，ノーマライゼーション理念の普及啓発に努めます。	
3-5-5	<b>地域福祉交流会の実施</b>	社会福祉協議会
	●障害の有無にかかわらず，ボランティアや福祉関係者と地域住民との交流会を実施します。	
3-5-6	<b>「ふれあいサロン」モデルの推進</b>	社会福祉協議会
	●地域住民が気軽に集える「ふれあいサロン（たまり場）」のモデル推進を図ります。 （運営は地域住民の自主的な参加を得る）	
3-5-7	<b>見守り・支援体制づくりの推進</b>	社会福祉課・介護福祉課・ 社会福祉協議会
*	●住民参加型の日常的な見守り・支援体制を推進します。	

## 市民の取り組み

地域福祉推進役	取り組み
自治会・住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域内の支援を求めている住民の支援内容の把握に努め，必要な場合，見守り・支援チームに参加する人を募り，養成研修への参加を勧めます。</li> <li>○障害者や高齢者への理解を深め，相互に助け合う意識と思いやりの気持ちを学びます。</li> <li>○地域住民同士の日常的な親睦・交流を深める活動を行い，ふれあいのあるコミュニティづくりを推進します。</li> </ul>
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域内の見守り・支援チームに参加しているボランティア住民同士の交流を図るように努めます。</li> </ul>

<p>民生委員・児童委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活動を通して、住民の福祉意識の啓発・広報を行います。</li> <li>○支援を求めている住民（そう思われる住民）の支援の内容を把握し、見守り・支援チームの発足を提案します。</li> </ul>
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○すべての事業活動の中で、住民の福祉意識の向上を図るよう に啓発・広報を行います。</li> <li>○住民参加による「ふれあいサロン」事業の一環として、「た まり場」モデルの推進を検討します。</li> <li>○要援助者の見守り・支援体制の強化のため、参加住民の研修 や交流事業を検討します。</li> </ul>
<p>サービス事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業活動を通して、地域内の要援助者を把握したら、行政機 関につなげます。</li> </ul>



## 第5章

# 計画の推進

## 1 協働による計画の推進体制

「やさしさをつむぐまち 結城」を推進するためには、市民・地域・事業者・行政がそれぞれの分野で主体的かつ積極的に役割を果たすとともに、協働による取組が重要となります。

### (1) 市民の役割

市民一人ひとりが「地域福祉」についての理解を深め、市民が福祉を支える担い手である意識を高めていくことが重要です。そのために、地域で開催されるイベントやボランティア活動に積極的に参加し、主体的に学ぶことが求められます。

### (2) 地域の役割

「地域福祉」を展開するため、地域で暮らす人々の交流や支え合い活動を推進することが重要です。人と人との結びつきを深めるためには、気軽に集まれる居場所や市民の主体的な活動を進めることが大切になってきます。一人ひとりの力で解決できない課題について、その地域で暮らす人々の知恵を結集し、連帯と連携のもとに解決を図ることが求められています。

### (3) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域住民の生活実態を把握し、福祉の視点から相談・支援活動を行っており、地域の住民にとって身近な調整役としての役割を担っています。また、援助が必要な方と行政や関係機関への橋渡しの役割を担っています。地域福祉の担い手として第2期計画においても、地域福祉の推進に努める立場にあり、地域福祉の支援者として必要不可欠な存在として、今後も積極的な福祉活動を求められています。

### (4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は「地域福祉」を推進する団体として明確に社会福祉法に明記されています。そのため、本計画の内容を実現・推進するため、地域活動への積極的な市民参加や地域の福祉力を高めることが社会福祉協議会の大きな役割として期待されています。

### (5) 事業者の役割

福祉サービス提供者として、多様なニーズにこたえ利用者とその家族の意向を

十分に尊重しなければなりません。また、事業者にとっては、利用者へのサービス提供の質の向上・サービス量の確保が重要課題です。そのため、事業者は専門知識や体験を地域の担い手に伝え、地域力を高めることが求められています。

#### (6) 行政の役割

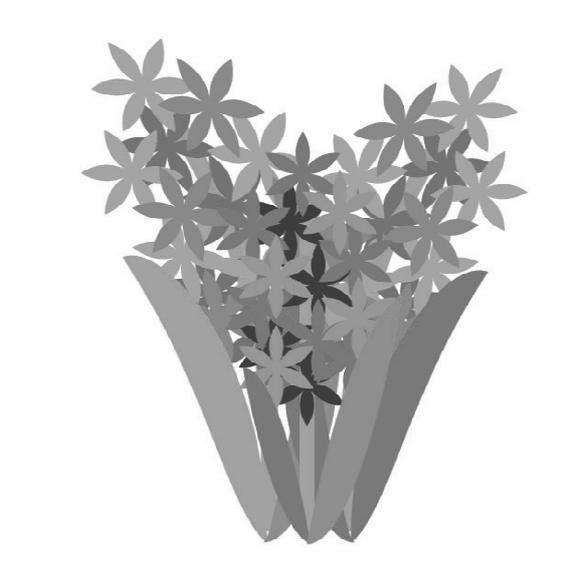
「地域福祉」の向上のため、市民一人ひとりの幸せづくりを目指して、福祉政策を計画に基づき進めます。関係機関・関係団体との連携を深めながら、市民のニーズを把握し計画の見直し等を図ります。また、地域福祉への市民参加の機会を増やし、相談体制の充実や福祉情報提供の充実を図ります。

## 2 計画の進行管理体制

この計画を総合的に進めて行くために、計画の実施状況等を評価し情報を共有する体制が必要です。

そのため、計画を進行管理する機関として「結城市地域福祉計画推進委員会」において、意見交換や計画の進行状況を把握します。

また、行政として地域福祉計画に関わる関係部署と連携し、計画の取り組み状況を把握し計画の進行管理に努めます。





資料

## 結城市地区別人口等の状況

地区区分		単位	全市	結城	絹川	上山川	山川	江川	備考
人口・世帯	人口	人	51732	34051	4349	3414	3922	5996	
	一般世帯数	世帯	18182	12614	1478	1039	1163	1888	
	世帯当たり人員	人	2.8	2.6	2.9	3.2	3.3	3.1	
	外国人登録人数	人	1759	1255	175	51	73	205	
高齢者	65歳以上	人	12247	8023	899	804	992	1529	
	高齢化率	%	23.6	15.5	1.7	1.5	1.9	2.9	
	寝たきり高齢者数	人	44	19	5	4	9	7	市(介護福祉課)への登録者
	一人暮らし高齢者数	人	507	380	45	15	32	35	市(介護福祉課)への登録者
	認知症高齢者数	人	17	11	1	2	2	1	市(介護福祉課)への登録者
子ども	6歳未満	人	2531	1944	115	127	140	205	
	同人口比率	%	4.8	3.7	0.22	0.24	0.27	0.39	
	15歳未満	人	6789	4718	607	400	398	666	
	同人口比率	%	13.12	9.12	1.17	0.77	0.76	1.28	
	児童扶養手当受給者	人	471	314	68	18	30	41	
生活保護	生活保護人員	人	404	278	47	14	8	23	市外34名
	保護率	‰	7.8	5.3	0.9	0.27	0.15	0.44	

注1: 人口、世帯等は住民基本台帳人口(平成24年4月1日現在)

注2: 障害者数は各手帳所持者数(平成24年4月1日現在)

## 結城市地区別福祉資源等の状況

区分		単位等	全市	結城	絹川	上山川	山川	江川
全市民	民生委員・児童委員数	人	89	56	7	6	9	11
	町内会(自治会)数	か所	192	84	32	23	28	25
	地区公民館(集会所)	か所	91	49	8	7	10	17
	自主防災組織	組織数	31	7	6	0	15	3
		組織率	16.1	8.3	18.8	0.0	53.6	12.0
	消防団	分団	11	7	0	1	1	2
		人	270	144	7	36	33	50
	防犯パトロール人員	人	600	-	-	-	-	-
	社会福祉協議会	会員数	16,660	11,850	1,404	849	999	1,585
		世帯比率	91.6	93.9	94.9	81.7	85.8	83.9
高齢者	老人クラブ	クラブ数	68	42	5	5	6	10
		人	2,887	1,737	230	269	263	388
		加入率	16.8	16.0	17.2	24.1	19.1	17.9
	地域包括支援センター	か所	1	1	0	0	0	0
在宅介護相談センター	か所	3	2	0	0	0	1	
認知症サポーター人員	人	1,204	-	-	-	-	-	
シルバーリハビリ体操指導士	人	61	-	-	-	-	-	
(認知症)グループホーム	か所	6	3	0	0	0	3	
	定員	72	45	0	0	0	27	
	介護保険施設(GR除く)	か所	5	4	0	0	0	1
	定員	416	316	0	0	0	100	
介護保険事業所(施設除く)	か所	13	10	0	0	1	2	
	定員	615	463	0	0	31	121	
障害者	障害福祉センター	か所	1	1	0	0	0	0
	障害者相談員	人	3	2	0	1	0	0
	グループホーム・ケアホーム	か所	2	1	0	1	0	0
		定員	53	15	0	38	0	0
	放課後等デイサービス	か所	1	1	0	0	0	0
利用人数		20	16	2	0	0	2	
児童	保育所	か所	11	6	1	1	1	2
		定員	1,005	680	90	60	60	135
	幼稚園	か所	4	3	0	0	0	1
		定員	750	610	0	0	0	140
	小学校	校数	9	4	1	1	1	2
		児童数	2,820	1,902	273	165	177	303
	中学校	校数	3	2	0	0	0	1
		児童数	1,375	941	112	92	81	149
	放課後子ども教室	か所	4	2	2	0	0	0
	放課後児童クラブ	か所	10	6	1	1	1	1
		利用人数	333	231	25	22	23	32
子育て支援センター	か所	3	3	0	0	0	0	
子ども会	会数	89	47	7	16	8	11	
	人	3,472	2,361	334	262	201	314	
	加入率	51.1	50.0	55.0	65.5	51.8	47.1	
保健医療	保健センター	か所	1	1	0	0	0	0
	食生活改善推進員	人	50	38	5	0	5	2
	病院	か所	2	2	0	0	0	0
	診療所・医院	か所	26	23	0	1	1	1
	歯科医院・診療所	か所	26	20	1	1	1	3

注1:住民基本台帳人口等は平成24年4月1日現在

注2:小中学校関係は平成24年5月1日現在

## 結城市地域福祉計画推進委員会設置要項

結城市告示第193号（平成22年11月25日）

（設置）

第1条 結城市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、結城市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- （1）計画策定及び見直しに関すること。
- （2）計画の推進に関すること。
- （3）計画の理念の普及及び啓発に関すること。
- （4）その他目的達成のために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）関係団体代表
- （3）関係行政機関代表
- （4）公募による市民
- （5）その他市長が必要と認める機関代表

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員の再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会には、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この告示は、平成22年11月25日から施行する。

## 結城市地域福祉計画推進委員名簿

番号	要項第3条による区分	所属する団体名	氏名	備考
1	関係団体代表	結城市社会福祉協議会	江 連 亨	
2	関係団体代表	結城市民生委員・児童委員協議会	鈴木 直 美	委員長
3	関係団体代表	結城市自治協力員連合会	間井田 修	
4	関係団体代表	結城市ボランティア連絡協議会	渡 邊 よし美	
5	関係団体代表	結城市ボランティア連絡協議会	南 操	
6	関係団体代表	結城市子ども会育成連合会	塚 田 和 久	
7	関係団体代表	結城市老人クラブ連合会	大 塚 成 司	
8	関係団体代表	結城市身体障害者福祉団体連合会	大 野 守	
9	関係団体代表	結城市心身障害児（者）父母の会	高 橋 健	副委員長
10	関係団体代表	筑西地方家族会結城代表	藤 山 豊 子	
11	関係行政機関	ゆうき女性会議	稲 葉 里 子	
12	関係行政機関	県民センター県民福祉課	長谷川 和 男	
13	公募	一般公募	江 原 義 雄	
14	公募	一般公募	古谷野 喜 光	

## 第2期結城市地域福祉計画 策定経過

日程	機関会議等	内容
<平成24年>		
7月31日	第1回結城市地域福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2期結城市地域福祉計画策定指針</li> <li>○第2期結城市地域福祉計画構成案</li> <li>○第2期結城市地域福祉計画アンケート案</li> </ul>
8月～9月	地域福祉アンケート実施	○実施期間：8月23日～9月27日
9月26日	ボランティア団体懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各団体の活動紹介</li> <li>○福祉サービス・相談窓口等について懇談</li> </ul>
11月27日	第2回結城市地域福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1期計画の実績状況</li> <li>○福祉アンケート結果</li> <li>○第2期結城市地域福祉計画の概要</li> </ul>
<平成25年>		
1月29日	第3回結城市地域福祉推進委員会	○第2期結城市地域福祉計画の素案について
2月～3月	パブリックコメント	○実施期間：2月15日～3月14日
3月26日	第4回結城市地域福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パブリックコメントの結果について</li> <li>○第2期結城市地域福祉計画の原案について</li> </ul>

## 第 2 期ゆうきの地域福祉計画

---

発行日：平成 25 年 3 月

発 行：結城市

編 集：結城市社会福祉課

〒307-8501 茨城県結城市大字結城 1447

電 話：0296-32-1111（代） F A X：0296-33-6628

URL:<http://www.city.yuki.lg.jp/>